

自 年 月 日
至 年 月 日

本邦神社関係雑件
別冊 海外神社問題研究会関係

第七卷

外務省
記録

自 年 月 日
至 年 月 日

本邦神社関係雑件

第七卷

1
2
2
0
2

I-0524

0005

意見書(案)

我が友邦滿洲國が王道立國の大義に則り、民族協和の樂土建設に邁進し、建國以來僅々數年にして實に驚意的なる躍進を遂げ、或は治外法權を撤廢し、或は内外諸施設を整備し、國家の發達大いに見るべきものあるは、日滿共存共榮の精神を以つて東亞永遠の和平を確立せんとする我が日本國民の齊しく欣慶に堪へざるところである。

惟ふに滿洲建國の偉業は滿、漢、蒙、鮮、日五族の獻身的努力の然らしむるところであるが、就中、建國創業の爲一死以つて奉公の實を收められたる幾多英靈の犠牲的精神は永く肝に銘じて忘る可からざる事實にして、滿洲國の發展と共に、景仰の念彌々深く

追遠の情更に切なるものが存するのである。

滿洲國に於ては此の事實に鑑み、首都新京に「建國廟」を創建し此等建國の英靈を奉祀して報本反始の實を致すと共に、是を國民生活の精神的中樞と爲し、以つて國運發展の基礎を培養せんと企圖しつゝあるのである。これ實に我が靖國神社奉齋の意義と其の趣旨を同じうするものにして、斯くの如く祭壇を設けて護國の英靈を奉祀せんとする麗はしき心情は、五族共通の民族的情操の發露と云ふべきである。然るに、昨今圖らずもこの建國廟に畏くも天照皇大神を合祀奉らんとする意圖ある由を確聞するのである。

(おひらきあひ)

13.3.4



9220-2 1238



9220-2 1237

I-0524

0006

茲に於いて思ひを我が神祇鎮祭の史的事實に致し、又是を我が國民的信念に求むるに、天照皇大神は祖宗の大神にましまし絶對至尊の御神格を具備し給ひ、我が皇大神宮は本朝社廟神祇の父母なりと稱せられ、我が民族信仰の中心を爲し給ふのである。

斯かる最高至尊絶對なる天照皇大神を滿洲建國の英靈と同座合祀し奉らんとするが如きは、その動機に於いて純眞なる至情に發するとは云ひ、我が神祇史上未だ曾て其の事例を見ざるところにして、神祇奉齋の意義に徴し、日本民族の通念に照して甚しき輕舉と云ふべく、我が肇國の祖神に對して恐懼措かざるところである。試みに此の事實を我が靖國神社又は地方招魂社の場合に就いて考

へれば、明かに神祇奉齋の本義に適はざることを知り得べく、若し敢へてこれを行はんか、國民の神祇觀念に動搖を與ふべきこと必定にして、我が國古來の民族的信念に疑念を抱かしむる由々しき問題となるのである。

言ふまでもなく、治外法權撤廢後に於ける滿洲國の神社行政は今後に於ける海外神社の範を示すべきものにして、事毎に慎重なる態度を持せられるの必要を痛感するのである。殊に建國廟創建の重大なる意義を思ふ時、如何なる御祭神を奉祀すべきかの問題は特に充分なる考慮を要し、苟も國民的信念に悖るが如きことあつてはならぬと確信するのである。



9220-2

1240



9220-2

1239

I-0524

0000

冀くは此の盛事に参畫せられる閣下竝に各位、本邦神祇奉齋の事
實に鑑み、思ひを現下内外の情勢に致し、慎重審議其の進むべき
途を正し、斷じて過誤あらしめず、奮つて他日の成果を擧げられ
んことを。

茲に聊か愚見を開陳して大方諸賢の御諒察を乞ふ次第である。



9220-2

1241

I-0524

0008

昭和拾參年參月拾七日

滿洲國建國廟御祭神ニ関スル意見書

我が友邦滿洲國が王道立國ノ大義ニ則リ、民族協和ノ樂土建設ニ邁進シ、建國以來僅々數年ニシテ實ニ驚異的ナル躍進ヲ遂ゲ、或ハ治外法權ヲ撤廢シ、或ハ、内外諸施設ヲ整備シ、國家ノ發達大イニ見ルベキモノアルハ、曰滿共存共榮ノ精神ヲ以テ東亞永遠ノ和平ヲ確立セントスル我が日本國民ノ齊シク欣慶ニ堪ヘザルトコロデアル。

惟フニ滿洲建國ノ偉業ハ滿、蒙、鮮、日五族ノ献身的努力ノ然ラシムルトコロデアルカ、就中、建國創業ノ爲一死以マテ奉公ノ實ヲ收メラレタル幾多英靈ノ犠牲的精神ハ永ク肝ニ銘ジテ忘ル可カラザル事實ニシテ、滿洲國ノ發展ト共ニ、景仰ノ念彌々深ク、追遠ノ情更ニ切ナルモノガ存スルノデアル。滿洲國ニ於テハ此ノ事實ニ鑑ミ、首都新京ニ「建國廟」ヲ創建シ此等建國ノ英靈ヲ奉祀シテ報本反始ノ實ヲ致スト共ニ、是ヲ國民生活ノ精神の中樞ト爲

シ、以テ國運發展ノ基礎ヲ培養セント企圖シツ、アルノデアル。コレ實ニ我が靖國神社奉齋ノ意義ト其ノ趣旨ヲ同ジウスルモノニシテ、斯クノ如ク祭壇ヲ設ケ護國ノ英靈ヲ奉祀セントスル麗ハシキ心情ハ、五族共通ノ民族的情操ノ發露トモ云フベキデアル。

然ルニ、昨今圖ラズモコノ建國廟ニ畏クモ

天照皇大神ヲ合祀奉ラントスル意圖アル由ヲ確聞スルノデアル

茲ニ於イテ思ヒヲ我が神祇鎮祭ノ史的事實ニ致シ、又是ヲ我が國民的信念ニ求ムルニ、

天照皇大神ハ祖宗ノ大神ニマシマシ絶対至尊ノ御神格ヲ具備シ給ヒ、我が皇大神宮ハ諸社ニ冠絶スル最高最貴ノ地位ニアラセラレ、我が民族信仰ノ中心ヲ爲シ給フノデアル。

斯カル最高至尊絶対ナル

天照皇大神ヲ滿洲建國ノ英靈ト同座合祀シ奉ラントスルか如キハ、ソノ動機



9220-2

1243



9220-2

1242

I-0524

0009

ニ於イテ純真ナル至情ニ發スルトハ云ヒ、我が神祇史上未カ曾テ其ノ事例ヲ見ザルトコロニシテ、神祇奉齋ノ意義ニ微シ、日本民族ノ通念ニ照シテ甚シキ懸攀ト云フベク、我が肇國ノ祖神ニ對シテ恐懼措カザルトコロデアアル。試ミニ此ノ事實ヲ我カ靖國神社又ハ地方招魂社ノ場合ニ就イテ考フレバ、明カニ神祇奉齋ノ本義ニ適ハザルコトヲ知り得ベク、若シ敢ヘテコレヲ行ハンカ、國民ノ神祇觀念ニ動搖ヲ與フベキコト必定ニシテ、我が國古來ノ民族的信念ニ疑念ヲ抱カシムル由マシキ問題トナルノデアアル。

言フマデモナク、治外法權撤廢後ニ於ケル滿洲國ノ神社行政ハ今後ニ於ケル海外神社ノ範ヲ示スベキモノニシテ、事毎ニ慎重ナル態度ヲ持セラレルノ必要ヲ痛感スルノデアアル。殊ニ建國廟創建ノ重大ナル意義ヲ思フ時、如何ナル御祭神ヲ奉祀スベキカノ問題ハ特ニ充分ナル考慮ヲ要シ、苟モ國民的の信念ニ悖ルカ如キコトアツテハナラヌト確信スルノデアアル。冀クハ此ノ盛事ニ参畫セラレル閣下並ニ各位、本邦神祇奉齋ノ事實ニ鑑ミ、

思ヒテ現下内外ノ情勢ニ致シ、慎重審議其ノ進ムベキ途ヲ正シ、断ジテ過誤アラシメズ、奮ツテ他日ノ成果ヲ攀ゲラレンコトヲ。茲ニ聊カ愚見ヲ開陳シテ大方諸賢ノ御諒察ヲ乞フ次第デアアル。

昭和十三年三月十日

東亞民族文化協會

主唱者代表 小笠原省三

賛成者代表 神宮奉齋會長 今泉定助

靖國神社宮司 賀茂百樹

皇典講究所 專務理事 吉田茂

内務省神社局長 兒玉九一

公衆衛生課長 文部博士 宮地直一

技師 角南隆

他

S 9220-2 1245

S 9220-2 1244

I-0524

拜啓 非常時下愈御健勝にて御奉公の事と存じ奉賀候
陳者我が國運の進伸と民族の發展とに伴ひわれ等の神社も亦海外の
各地に奉齋され在留同胞の精神的生活の中心となり候事御同慶に堪
へざる次第に御座候

殊に滿洲事變後より最近に至る滿洲及支那の要地には既に神社が奉
齋され又は奉齋の要望を有するもの夥からず有之候へども中にて充
分なる考査と用意とを缺けるが爲奉齋の眞義を發揚することを得ず
甚しきに至りては神社の奉齋により却つて他民族との距離を大なら
しむるか如き遺憾なる現象を呈せるものも往々有之斯くては延いて
わが同胞の海外進展の一大支障とも相成るべく寒心に堪へざる次第
に有之候

依つて小生等不敏をも顧みず海外に奉齋さるべき神社の各種の問題
に關する研究会を設け別紙の如き條件に基き協議を重ね候處尙是れ
が萬全を期せんが爲め右に關する御高見を拜聴いたし度就いては御
多用中恐縮に候へども來る六月八日(木)午後一時半内務省五階第
二會議室迄御來駕相願度此段御案内申上候 敬具

昭和十三年五月卅一日

海外神社問題研究会代表

吉 田 茂

外務省東亞局第三課長

瀧 川 欽 哉 殿

追て當日御案内申上候方々は左記に付御含置願上候

記

陸軍省軍務課長

柴 山 兼四郎 氏

手
押
此

(三號)



9220-2

1247



9220-2

1246

I-0524

0011

海外神社問題研究会規約

- 第一條 本會ハ海外ニ奉齋スル神社ノ諸問題ニ關シ調査研究ヲナシ其ノ向上發展ニ必要ナル事業ヲナスヲ以テ目的トス
- 第二條 前條ノ目的ヲ達成センガタメ御祭神並ニ祭祀様式、建築様式其ノ他ニ關シテ調査研究スルト共ニ海外神社ニ奉仕スル人材ノ養成訓育ヲナス
- 第三條 本會ニ幹事若干名ヲ置ク

會 員 (順序不同)

- | | |
|---------------|-----------|
| 貴族院議員 | 吉 田 茂 |
| 神社局長 | 兒 玉 九 一 |
| 内務省神社局考證課長 | 阪 本 廣 太 郎 |
| 神宮奉齋會長 | 今 泉 定 助 |
| 東京帝國大學教授 文學博士 | 宮 地 登 一 |
| 國學院大學長 文學博士 | 河 野 省 三 |
| 官幣大社日枝神社宮司 | 宮 西 惟 助 |
| 内務技師 | 角 南 隆 |
| 宮内省 掌典 | 星 野 輝 興 |
| 官幣大社明治齋宮權宮司 | 宇 島 正 國 |
| 別格官幣社靖國齋社權宮司 | 高 原 正 作 |
| 官幣大社鹿島齋宮宮司 | 富 岡 盛 彦 |
| 東京府神職會長 | 賀 茂 百 樹 |
| 東京府神職會長 | 吉 田 光 長 |
| 東亞民族文化協會 常任理事 | 小 笠 原 香 三 |
| 幹 事 | |
| 内務省 事務官 | 宇 佐 美 澄 |
| 總務課 課長代理 | |
| 皇典講究所 理事 | 高 橋 啓 一 |



9220-2

1250



9220-2

1249

I-0524

0013

海外神社問題研究会趣意書 一葉

皇祖肇國以來、國運年ト共ニ隆昌ニ赴キ、八紘一字ノ皇謨ニ基ク脩理固成ノ大業ハ次第ニ顯現サレ赫々タル大御稜威ノ光被スルトコロ天下齊シクソノ光ヲ仰ギ其ノ惠澤ヲ謳歌ス皇國ノ伸展炳タルコト實ニ日星ノ如ク世界ノ福祉ハ將ニ斯クノ如クニシテ實現セラレントス。

惟フニ、祖宗ノ神靈ト天地ノ神祇トヲ奉齋シ以テ國運ノ發展ト國民ノ慶福トヲ祈請スルハ日本民族ノ根本的信念ニシテ又、民族の特殊性タリ。而シテ此ノ顯現タル「神社」ヲ中心トシテ日本民族ノ一切ノ生活ガ營マレ來リシハ我が國史ノ明ラカニ立證スルトコロナリ。サレバ日本民族ノ海外發展モ亦神祇奉齋ヲ必要條件トスルヤ論ヲ俟タズ。即チ先ヅ國土ノ神靈ヲ鎮祭シテ生成化育ノ神德ニ報賽シ、神意ヲ遵奉シテ眞正ナル拓地植民ノ大

業ヲ遂行シ以テ世界文化ノ進展ニ寄與スルハ皇國本來ノ使命ナリト謂フベキナリ

今ヤ日滿支ノ鞏固ナル提携ニ依リテ東亞ノ安定ハ將ニ確保セラレントシ皇國ノ大道ハ亞大陸ヨリ普ク世界ヲ光被セントス。是レ實ニ肇國以來ノ盛事ニシテ燦然タル史上ノ一大祥事タラズンバアラズ

此ノ秋ニ際リ我等ハ祭政一致ノ本義ニ則リ滿支ノ兩國ヲ始メ海外各地ニ神社奉齋ノ機運ヲ促進シテ皇道精神ノ弘布ニ努メ天業ヲ翼贊シテ八紘一字ノ理想達成ニ精進セントス。是レ眞ノ國際和平人類相愛ハ神社祭祀ニ依ル報本反始神人合一ノ聖境ニ達セズンバ將來スル能ハザルヲ確信スルガ故ナリ

我が「海外神社問題研究会」ハ斯ノ信條ニ則リ海外ニ奉齋スル神社ノ諸問題ニ關シテ慎重ナル調査考究ヲ遂グルト共ニ其ノ向上發展ニ萬全ヲ期セントスルモノナリ。希クハ天下有識ノ士我等ノ衷情ヲ諒トセラレ滿腔ノ贊意ヲ賜ランコトヲ。



9220-2

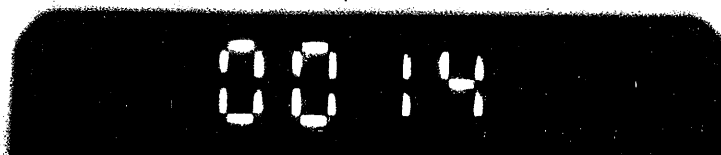
1252



9220-2

1251.0556

I-0524



満洲及支那に奉齋すべき神社の基本的條件

一 日本民族の在る處必ず「神社」あり。これ、歴史上の事實にして同時に我が民族の信念である。

二 「皇道」を以つて世界を光被するは、日本民族の使命である。而して神社は「皇道」の最高度に具現されたものである。故にわれ等は「神社」を奉齋し「神社」を中心とし「神社」を通じて「皇道世界」の顯現に邁進すべきである。

三 「皇道」は六合照徹を理想とし苟しくも對立抗争を許さない。されば皇道の最高度に具現された「神社」は、生成化育常に時代と環境とに順應し調和しつゝ、無窮に創造し進展するを性命とする。

四 「神社」は日本民族と共に在りしが故に最も「日本的」なものである。最も日本的なものなるが故に最も「世界的なもの」であり、又あらしめなければならぬ。即ち「皇道」は、日本人の發祥と共により、而して世界に普遍ならしむる使命を有するからである。

五 日本民族の海外拓植には常に「神社」あり。又あらしめざるべからざるものである。即ち神皇の「修理國成」とは「拓地植民」の謂であり、この拓地植民の業に卓れ給へる「神々」及「大地の神靈」を奉齋せしものは「神社」であるからである。

六 われ等は今、右の如き信條の下に、支那事變後の支那各地に奉齋さるべき「神社」の、基本的諸條件を決定したのである。然し尙が實施に當りては其の土地の事情等に依りて若干の変更あるべきは當然である。



9220-2

1254



9220-2

1253

I-0524

0015

一 御祭神

天神地祇

天照大御神

國魂神

遠御神體

「神鏡」を御神體とする

三 社殿

神社の奉齋地は、農耕又は戦争及住宅等に依りて汚瀆されたる事
無き土地を選定すべきは勿論であるが、今日の支那に於いて斯くの
如き清淨なる土地を求むるは至難であるから、其の土地の適當なる
地を蔽ひ淨めて社殿を造作すべきである。

社殿は日本の模現造りの如きを主とし、支那の廟との調和を考ふ
るが好い。従つて鳥居狛犬等神社境内に必要とする造作物は支那の
土地に調和せる様式を採るべきである。

手水舎無き場合は身心の清淨を希ふ爲めに、香爐等を設置する。

四 祭式及服裝

大體現行神社祭式に則るが好い。但し服裝は、白色を忌む關係上
齋服、淨衣又は白色狩衣等は考慮すべきである。

五 祭詞

支那人にも判り易きやうに。

六 氏子

神社奉齋地の全民衆を「氏子」とする。其の信奉する宗教の如何
に拘らず、報本反始の誠を奉ぐるは東亞民族に共通せる麗はしき情
操であるからである。

氏子の中心となるは「日本人」であるから、神社の經營は先づ日本
人に依りて爲さるべきであり、漸次他の民族に及ぼすべきである。
但し「神社」をば日本人の専有と考へ、専ら日本内地の延長となす
は、神社奉齋の本義に反するものである。苟しくも他民族の感情を



9220-2

1256



9220-2

1255

刺激する行爲は、嚴に慎むべきである。

七 奉祀員

神社に奉仕する者を「奉祀員」と稱したい。「奉祀員」は日本人が好いが、漸次支那人をも採用すべきである。

「奉祀員」の識見人格努力に依りて、日支人間の親善も神社を中心として實現される。「奉祀員」は神と人との中取持役たるのみならず、日本人と他民族との最も良き聯絡者であらねばならない。

1257

八 むすび

以上を基本的條件とし、それに奉斎地の經濟事情や日支人間の特殊なる事情を考慮して「神社」を創立すれば大過なからうと思ふ。支那の政治的動向は未だ全く安定したとは言へないけれども日支間の親善關係は愈緊密となるであらう。従つてわれ等の「神社」も其の重要性を一層増加するのである。

9220-2

以上

昭和十三年五月

海外神社問題研究會

1258

9220-2

I-0524

昭和十三年
六月八日
於内務省

- 出 陸軍省軍務課長
- 出 海軍省大臣官房副官
- 出 外務省東亞局第一課長
- 出 第二課長
- 出 第三課長
- 出 拓務省監理局行政課長
- 出 拓務局東亞第一課長
- 出 對滿事務局行政課長
- 出 企劃院內政部長
- 出 內政部事務官
- 出 內務省軍務課長
- 出 海軍省大臣官房副官
- 出 外務省東亞局第一課長
- 出 第二課長
- 出 第三課長
- 出 拓務省監理局行政課長
- 出 拓務局東亞第一課長
- 出 對滿事務局行政課長
- 出 企劃院內政部長
- 出 內政部事務官

○會 員 (順序不同)

- 出 貴族院議員
- 出 神社局長
- 出 內務省神社局考證課長
- 出 神宮奉齋會長
- 出 東京帝國大學教授 文學博士
- 出 國學院大學長 文學博士
- 出 官幣大社日枝神社官司
- 出 內務技師
- 出 官內省 學典
- 出 官幣大社明治神宮權官司
- 出 別格官幣社靖國神社權官司
- 出 官幣大社鹿島神宮官司
- 出 東京府神職會長
- 出 東亞民族文化協會常任理事
- 幹 事
- 出 內務事務官
- 出 總務課長代理
- 出 皇典研究所 理事
- 吉 田 茂
- 兒 玉 九 一
- 阪 本 廣 太 郎
- 今 泉 定 助
- 宮 地 直 一
- 河 野 省 三
- 宮 西 惟 助
- 角 南 隆
- 星 野 輝 興
- 中 島 正 國
- 高 原 正 作
- 富 岡 盛 彦
- 賀 茂 百 樹
- 吉 田 光 長
- 小 笠 原 省 三
- 宇 佐 美 毅
- 高 階 研 一

S220-2 1259

I-0524



東亞乙

第一課長

第二課長

第三課長

尚参考

昭和十三年五月廿六日

「海外社問題研究会」

ニ於テハ此ノ方面ノ識者ヲ網羅シ由務者ニ催
トリ定規集リリ鋭意對策研究中ノ事今回
或學ヲ得ルニ趣ニテハ是者リ支那及滿海
於ケル社ニ関シニ務者ニ對策スルコト
ナルヘク事

六月廿日午後一時ヨリ由務者(社長)ニ會合

外務省

9220-2 1260

スノ之カニ催者ヲ吉田茂氏トシ

陸軍、海軍、由務、外務、拓務ノ各者及企劃
院並、對滿事務ノ關係課長級ニ列席ヲ
願フコトトシ

外務省側ハ東亞局ノ第一、第二、第三ノ三課長
ニ案内状ヲ發スル趣ナリ

昭和十三年五月三十日(小笠原省三)ヲ奉談

外務省

S 9220-2 1261

I-0524

0019

海外神社問題研究要旨

(満洲及支那ニ奉齋スベキ神社ノ基本的條件)

Handwritten notes and stamps on the right side of the page, including a circular stamp with a character and some illegible text.



9220-2

1262

③

I-0524

0020

緒言

本要旨ハ起草以來去ル五月七日内務省神社局造神宮第一課長至ニ本會員參集、第一回ノ協議檢討ヲナシ、更ニ五月二十八日同所ニ於テ第二回協議會ヲ開催、慎重審議ヲ重ネタル結果、本問題ニ處スルニ謬ナキヲ期センガ爲メ更ニ六月八日内務省第二會議室ニ於テ左記關係各省各位ノ來會ヲ煩シ隨意ナキ意見ノ開陳ヲ得テ略本要旨ヲ得タルモ未ダ審議中ニ屬スルモノニシテ成案トナスニ至ラズ。一面更ニ廣ク江湖ノ教ヲ仰ギ一層完キヲ期センガ爲メ茲ニ中間報告ノ意味ヲ以テ其ノ一部ヲ謄寫ニ代ヘ印刷ニ附シタルモノナリ。

昭和十三年六月

海外神社問題研究會

幹事

宇佐美 高階 毅

記

陸軍省軍務課長

柴山

(敬稱略)
兼四郎
(代理 黒川中佐)



9220-2

1263

I-0524



海軍大臣官房副官	近藤泰一郎
外務省東亞局第二課長	(代理) 栗原中佐 佐藤信太郎
全 大臣官房人事課理事官	相場清
拓務省監理局行政課長	橋爪恭一
全 拓務局東亞第一課長	有松昇
對滿事務局行政課長	(代理) 淺川技師 關外余男
企劃院内政部事務官	石井通則
	以上

9220-2 1264

海外神社問題研究会趣意書

皇祖肇國以來、國運年ト共ニ隆昌ニ赴キ、八紘一字ノ皇謨ニ基ク脩理固成ノ大業ハ次第二顯現サレ赫々タル大御稜威ノ光被ストコロ天下齊シクソノ光ヲ仰ギ其ノ惠澤ヲ謳歌ス皇國ノ伸展、炳タルコト實ニ日星ノ如ク世界ノ福祉ハ將ニ斯クノ如クニシテ實現セラレントス。

惟フニ、祖宗ノ神靈ト天地ノ神祇トヲ奉齋シ以テ國運ノ發展ト國民ノ慶福トヲ祈請スルハ日本民族ノ根本的信念ニシテ又、民族的特殊性タリ。而シテ此ノ顯現タル「神社」ヲ中心トシテ日本民族ノ一切ノ生活ガ營マレ來リシハ我ガ國史ノ明ラカニ立證スルトコロナリ。サレバ日本民族ノ海外發展モ亦神祇奉齋ヲ必要條件トスルヤ論ヲ俟タズ。即チ先ヅ國土ノ神靈ヲ鎮祭シテ生成化育ノ神德ニ報賽シ、神意ヲ遵奉シテ真正ナル拓地植民ノ大業ヲ遂行シ以テ

9220-2 1265

世界文化ノ進展ニ寄與スルハ皇國本來ノ使命ナリト謂フベキナリ。

今ヤ日滿支ノ鞏固ナル提携ニ依リテ東亞ノ安定ハ將ニ確保セラレントシ皇國ノ大道ハ亞大陸ヨリ普ク世界ヲ光被セントス。是レ實ニ肇國以來ノ盛事ニシテ燦然タル史上ノ一大祥事タラズンバアラズ。此ノ秋ニ際リ我等ハ祭政一致ノ本義ニ則リ滿支ノ兩國ヲ始メ海外各地ニ神社奉齋ノ機運ヲ促進シテ皇道精神ノ弘布ニ努メ天業ヲ翼贊シテ八紘一字ノ理想達成ニ精進セントス。是レ眞ニ國際和人類相愛ハ神社祭祀ニ依ル報本反始神人合一ノ聖境ニ達セズンバ將來スル能ハザルヲ確信スルガ故ナリ。

我が「海外神社問題研究会」ハ斯ノ信條ニ則リ海外ニ奉齋スル神社ノ諸問題ニ關シテ慎重ナル調査考究ヲ遂グルト共ニ其ノ向上發展ニ萬全ヲ期セントスルモノナリ。希クハ天下有識ノ士我等ノ衷情ヲ諒トセラレ滿腔ノ贊意ヲ賜ランコトヲ。

海外神社問題研究会規約

第一條 本會ハ海外ニ奉齋スル神社ノ諸問題ニ關シ調査研究ヲナシ其ノ向上發展ニ必要ナル事業ヲナスヲ以テ目的トス

第二條 前條ノ目的ヲ達成センガタメ御祭神並ニ祭祀様式建築様式其他ニ關シテ調査研究スルト共ニ海外神社ニ奉仕スル人材ノ養成訓育ヲナス

第三條 本會ニ幹事若干名ヲ置ク

會 員 (順序不同)

- | | |
|--------------|-------|
| 貴族院議員 | 吉田茂 |
| 内務省神社局長 | 兒玉九一 |
| 内務省神社局考證課長 | 阪本廣太郎 |
| 神宮奉齋會長 | 今泉定助 |
| 東京帝國大學教授文學博士 | 宮地直一 |



9220-2

1267



9220-2

1266

I-0524

0023

國學院大學長	文學博士	河野省三
官幣大社日枝神社宮司		宮西惟助
内務技師		角南
宮内省掌典		星野輝興
官幣大社明治神宮權宮司		中島正國
別格官幣大社靖國神社權宮司		高原正作
官幣大社鹿島神宮宮司		富岡盛彦
東京府神職會長		賀茂百樹
東亞民族文化協會常任理事		吉田光長
幹事		小笠原省三
内務事務官		宇佐美毅
總務課長代理		高階研一
皇典講究所理事		

滿洲及支那ニ奉齋スベキ神社ノ基本的條件

一 日本民族ノ在ル處必ズ「神社」アリ、コレ、歴史上ノ事實ニシテ同時ニ我が民族ノ信念デアル。

二 「皇道」ヲ以テ世界ヲ光被スルハ、日本民族ノ使命デアル。而シテ神社ハ「皇道」ノ最高度ニ具現サレタルモノデアル。故ニ我等ハ「神社」ヲ奉齋シ「神社」ヲ中心トシ「神社」ヲ通ジテ「皇道世界」ノ顯現ニ邁進スベキデアル。

三 「皇道」ハ六合照徹ヲ理想トシ苟シクモ對立抗争ヲ許サナイ。サレバ皇道ノ

S 9220-2 1269

S 9220-2 1268

I-0524

0024

最高度ニ具現サレタル「神社」ハ、生成化育常ニ時代ト環境トニ順應シ調和
シツ、無窮ニ創造シ進展スルヲ性命トスル。

四

「神社」ハ日本民族ト共ニ在リシガ故ニ最モ「日本的」ナモノデアアル。最モ
日本のナルモノガ故ニ最モ「世界的ナモノ」デアリ、又アラシメナケレバ
ラナイ。即チ「皇道」ハ、日本人ノ發祥ト共ニアリ。而シテ世界ニ普遍ナラ
シムル使命ヲ有スルカラデアアル。

五

日本民族ノ海外拓植ニハ常ニ「神社」アリ、又アラシメザルベカラザルモ
ノデアアル。即チ神典ノ「修養固成」トハ「拓地植民」ノ謂デアリ、コノ拓地
植民ノ業ニ卓レ給ヘル「神々」及「大地ノ神靈」ヲ奉齋セシモノハ「神社」
デアルカラデアアル。

六

我等ハ今、右ノ如キ信條ノ下ニ、支那事變後ノ支那各地ニ奉齋サルベキ
「神社」ノ、基本的諸條件ヲ決定シタノデアアル。然シ之ガ實地ニ當リテハ其
ノ土地ノ事情等ニ依リテ若干ノ變更アルベキハ當然デアアル。

一 御祭神

天神地祇

天照大御神

國魂神

二 御神體

「神鏡」ヲ御神體トスル

三 社殿

神社ノ奉齋地ハ、農耕又ハ戰爭及住宅等ニ依リテ汚瀆サレタル事無キ土地
ヲ選定スベキハ勿論デアアルガ、今日ノ支那ニ於テ斯クノ如キ清淨ナル土地ヲ
求ムルハ至難デアルカラ、其ノ土地ノ適當ナル地ヲ祓ヒ淨メテ社殿ヲ造作ス

七



9220-2 1271



9220-2 1270

I-0524

0025

ベキデアル。

社殿ハ日本ノ權現造リノ如キヲ主トシ、支那ノ廟トノ調和ヲ考フルガ好イ。從ツテ鳥居狛犬等神社境内ニ必要トスル造物ハ支那ノ土地ニ調和セル様式ヲ採ルベキデアル。

手水舎無キ場合ハ身心ノ清淨ヲ希フ爲メニ、香爐等ヲ設置スル。

四 祭式及服裝

大體現行神社祭式ニ則ルガ好イ。但シ服裝ハ、白色ヲ忌ム關係上齋服、淨衣又ハ白色狩衣等ハ考慮スベキデアル。

五 祭詞

支邦人ニモ判リ易キヤウニ。

六 氏子

神社奉齋地ノ全民衆ヲ「氏子」トシテ取扱フベキデアラウ。其ノ信奉スル宗教ノ如何ニ拘ラズ、報本反始ノ誠ヲ捧グルハ東亞民族ニ共通セル麗ハシキ

情操デアアルカラデアル。

氏子ノ中心トナル者ハ差當リ日本人トシ漸次他ノ民族ニ及ボスガヨカラウ。但シ「神社」ヲバ日本人ノ專有ト考ヘ、專ラ日本内地ノ延長トナスガ如キハ神社奉祀ノ本義ニ反スルモノデアアル。徒ラニ他民族ノ感情ヲ刺激スルガ如キ行爲ハ、嚴ニ慎ムベキデアル。

七 奉祀員

神社ニ奉仕スル者ヲ「奉祀員」ト稱シタイ。「奉祀員」ハ日本人ガ好イガ、漸次支那人ヲモ採用スベキデアル。

「奉祀員」ノ識見人格努力ニ依リテ、日支人間ノ親善モ神社ヲ中心トシテ實現サレル。「奉祀員」ハ神ト人トノ中取持役タルノミナラズ、日本人ト他民族トノ最モ良キ聯絡者デアラネバナラナイ。

八 ムスビ

以上ヲ基本的條件トシ、ソレニ奉齋地ノ經濟事情ヤ日支人間ノ特殊ナル事



9220-2

1273



9220-2

1272

I-0524

0026

情ヲ考慮シテ「神社」ヲ創立スレバ大過ナカラウト思フ。支那ノ政治的動向
ハ未ダ全ク安定シタトハ言ヘナイケレドモ日支間ノ親善關係ハ愈緊密トナル
デアラウ。従ツテ我等ノ「神社」モ其ノ重要性ヲ一層増加スルノデアアル。
以 上



9220-2

1274

I-0524



海外神社問題研究会

東京市澁谷區若木町九皇典講究所内

(代贈 寫)



9220-2

1275

I-0524

0028

昭和十二年十二月一日公布大使館令第一三號
在滿洲國神社規則

第一條 神社ノ設立ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ氏子又ハ崇敬者ト爲ルベキ者三十人以上ノ連署ヲ以テ左ノ事項ヲ具シ滿洲國駐劄特命全權大使ニ願出ツベシ

- 一 事由
- 二 設立地
- 三 神社名
- 四 祭神
- 五 例祭日
- 六 神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物ノ位置、構造及建坪竝境内地ノ位置、面積及模樣
- 七 設立費及其ノ支辨方法
- 八 維持方法

9220-2 1276



- 九 神職ト爲ルベキ者ノ氏名
 - 十 氏子又ハ崇敬者ト爲ルベキ者ノ戸數
 - 十一 神殿其ノ他ノ建物ノ起工及竣成豫定期日
- 前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第六號ノ事項及神社ノ周圍ノ狀況ヲ表示スル圖面ヲ添附スヘシ
- 第二條 神社ノ移轉ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大使ニ願出ツベシ

- 一 事由
 - 二 移轉地
 - 三 神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物ノ位置、構造及建坪竝境内地ノ位置、面積及模樣
 - 四 移轉費及其ノ支辨方法
 - 五 神殿其ノ他ノ建物ノ起工及竣成豫定期日
- 前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第三號ノ事項及境内地周圍ノ狀況

9220-2 1277



I-0524

0029

ヲ表示スル圖面ヲ添付スベシ
第三條 神社ノ廢止又ハ併合ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大使ニ願出ヅベシ

- 一 事由
- 二 廢止又ハ併合セラルベキ神社ノ名稱及鎮座地
- 三 併合スベキ神社ノ名稱及鎮座地
- 四 廢止又ハ併合セラルベキ神社ノ社殿其ノ他ノ建物及財産ノ處分方法

第四條 神社ノ設立、移轉又ハ併合ノ許可ヲ受ケ二年內ニ之ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ
神社ノ設立、移轉、併合又ハ廢止ヲ了シタルトキハ遲滞ナク大使

ニ届出ヅベシ

第五條 神社ニ於テ神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物ノ新築、増築、移築、改築若ハ撤去又ハ境内地ノ増減若ハ模様替等ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大使ニ願出デ許可ヲ受クベシ

- 一 事由
 - 二 設計概要
 - 三 所要ノ費用額及其ノ支辨方法
 - 四 著手及竣成豫定期日
- 前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル圖面ヲ添付スベシ

第六條 神社ニ於テ第一條第一項第二號乃至第五號、第七號乃至第九號及第十一號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ大使ニ願出テ許可ヲ受クベシ

第七條 祭神ノ靈代ハ之ヲ公衆ニ拜觀セシムルコトヲ得ズ當該神職



9220-2

1279



9220-2

1278

I-0524

0030

ハ特別ノ事由アルトキニ限り大使ノ許可ヲ受ケ之ヲ拜觀スルコトヲ得

第八條

神社ノ境内地ニ國家ニ功勞アル者又ハ領揚スベキ事蹟アル者ノ碑表又ハ形像ヲ建設セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大使ニ願出デ許可ヲ受クベシ之ヲ移轉又ハ除去セムトスルトキ亦同ジ

一 事由

二 碑表又ハ形像ノ位置

三 碑表又ハ形像ノ物質、形狀、寸尺及其ノ地盤ノ面積

四 工事費及其ノ支辦方法

五 起工及竣工豫定期日

前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル圖面ヲ添附スベシ

第九條

神社ノ境内ハ其ノ神社以外ノ者ニ之ヲ使用セシムルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 一時之ヲ使用セシムルトキ

二 參拜者ノ休息所等トシテ一年内ノ期間之ヲ使用セシムルトキ

三 公益ノ目的ヲ以テ境内地ヲ損セザル範圍ニ於テ之ヲ使用セシムルトキ

前項但書第二號及第三號ノ規定ニ依リ神社ノ境内ヲ使用セシメムトスルトキハ神社ヨリ左ノ各號ノ事項ヲ具シ大使ニ願出デ許可ヲ受クベシ

一 使用ノ目的及方法

二 使用セシムベキ場所及其ノ面積

三 使用期間

四 使用料

第二項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル圖面ヲ添附スベシ

第十條

神社ハ設立後遲滯ナク左ノ事項ヲ記載シタル神社明細書ヲ



9220-2

1281



9220-2

1280

I-0524



調製シ之ヲ大使ニ提出スベシ

- 一 神社名
- 二 鎮座地
- 三 祭神
- 四 配祀
- 五 神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物
- 六 境内社
- 七 境内地内碑表又ハ形像
- 八 境内地
- 九 例祭日
- 十 氏子又ハ崇敬者ノ戸數
- 十一 維持方法
- 十二 由緒沿革

第十一條 神社ハ設立後遲滞ナク其ノ所有ニ屬スル不動産及寶物ニ

關シ左ノ事項ヲ具シ大使ニ届出ツベシ

- 一 土地ニ在リテハ其ノ所在地、地目、段別又ハ坪數及境内地又ハ境外地ノ區別
 - 二 建物ニ在リテハ其ノ位置、名稱、構造、建坪又ハ間數及境内地ニ在ルモノト境外地ニ在ルモノトノ區別
 - 三 寶物ニ在リテハ名稱、員數、形狀、品質、寸尺、作者及傳來前項ノ届出ヲ爲シタル後届出デタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度遲滞ナク届出ツベシ
- 第十二條 神社ハ財産臺帳ヲ備ヘ其ノ所有ニ屬スル不動産及寶物ニ關シ前條各號ノ事項ヲ記載スベシ
- 第十三條 神社ニ於テ其ノ建物ノ全部若ハ一部又ハ其ノ寶物ヲ亡失シタルトキハ其ノ日時及顛末ヲ具シ遲滞ナク大使ニ届出ツベシ
- 第十四條 神社ニ於テ社殿ノ要部ヲ亡失シタル後二年内ニ之ヲ再建セザルトキハ其ノ設立ノ許可ヲ取消スコトアルベシ



9220-2

1283



9220-2

1282

I-0524

0032

第十五條 神社ノ財産ノ管理其ノ他重要ナル事項ニ付テハ神職ハ氏子總代又ハ崇敬者總代ト協議シテ之ヲ處理スベシ
神社ニ於テ其ノ所有ニ屬スル不動産又ハ寶物ニ付賣却、貸付其ノ他ノ處分ヲ爲サムトスルトキ又ハ負債ヲ爲サムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ大使ニ願出デ認可ヲ受クベシ

第十六條 神社ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルベシ

第十七條 神社ハ毎會計年度ノ收入支出豫算ヲ定メ年度開始一月前ニ大使ノ承認ヲ受クベシ

第十八條 神社ハ毎會計年度ノ收入支出決算書ヲ作成シ年度經過後二月内ニ大使ニ報告スベシ

第十九條 神社ノ神職ハ神明ニ奉仕シ祭祀ヲ掌リ且庶務ニ従事スベシ神職ハ宗教上ノ職務ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第二十條 神職ハ氏子總代又ハ崇敬者總代之ヲ推薦スベシ

前項ノ規定ニ依リ推薦ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ具シ大使ニ願出デ就職ノ認可ヲ受クベシ

- 一 氏名、履歷
 - 二 俸給又ハ手當額
 - 三 他ノ神社ヨリ兼務スル者ニ在リテハ其ノ事項
- 前項ノ規定ニ依ル願書ニハ資格ヲ證明スル書類ヲ添附スベシ
- 第二十一條 滿二十年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ニ非ザレバ神職ト爲ルコトヲ得ズ
- 一 神宮皇學館ノ本科、専科又ハ普通科ヲ卒業シタル者
 - 二 師範學校、中學校又ハ高等女學校ノ國史若ハ國語科ノ教員免許狀ヲ有スル者ニシテ祭式ヲ修メタル者
 - 三 中學校又ハ之ト同等以上ト認ムル學校ノ卒業證書ヲ有スル者ニシテ祭式ヲ修メタル者
 - 四 内務大臣ノ委託ニ依リ開設シタル皇典講究所神職養成部神職



9220-2

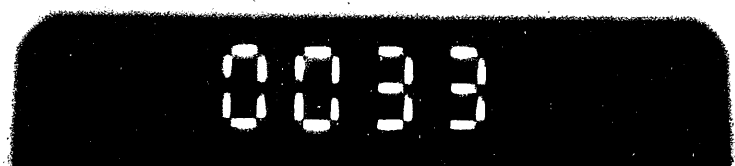
1285



9220-2

1284

I-0524



教習科ヲ卒業シタル者

五 皇典講究所ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニ依リ學階ヲ付與シタル者

六 内務省、北海道廳、府縣廳、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局及樺太廳ニ於テ執行シタル神職高等試験又ハ尋常試験ノ合格證書ヲ有スル者

七 判任待遇以上ノ職ニ在リタル者ニシテ祝詞作文及祭式ヲ修メタル者

八 現ニ社掌以上ノ職ニ在ル者

九 五年以上神社ノ雇員トシテ奉職シ現ニ其ノ職ニ在ル者

十 其ノ他大使ニ於テ適當ト認メタルモノ

第二十二條 神職死亡シタルトキハ他ノ神職ヨリ、神職在ラザルトキハ氏子總代又ハ崇敬者總代ヨリ大使ニ届出ヅベシ
神職退職セムトスルトキハ氏子總代又ハ崇敬者總代三人以上ノ連

署ヲ以テ其ノ理由ヲ具シ大使ニ願出デ認可ヲ受クベシ

神職死亡若ハ退職シ又ハ病氣ニ因リ其ノ職務ヲ執ルコト能ハザルニ至リタルトキハ遲滯ナク後任者ヲ推薦スベシ

第二十三條 神職交代シタルトキハ遲滯ナク氏子總代又ハ崇敬者總代ノ立會ヲ以テ社務ノ引繼ヲ爲シ後任神職ヨリ其ノ願末ヲ大使ニ報告スベシ

第二十四條 神職二十日以上ニ亘ル旅行ヲ爲サムトスルトキハ大使ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第二十五條 神職其ノ職責ヲ怠リ若ハ其ノ體面ヲ汚シタルトキ又ハ其ノ他不適任ト認ムル行爲アリタルトキハ其ノ退職ヲ命ズルコトアルベシ

第二十六條 神職ノ服裝ハ正裝、禮裝、常裝ノ三種トス

正裝ハ衣冠ヲ著クルヲ謂ヒ皇族參拜ノトキ及大祭ニ著用ス
禮裝ハ齋服ヲ著クルヲ謂ヒ中祭ニ著用ス



9220-2

1287



9220-2

1286

I-0524

0034

常裝ハ狩衣又ハ淨衣ヲ著クルヲ謂ヒ小祭、日拜及恒例トシテ行フ式等ニ著用ス

第二十七條 神社ノ氏子又ハ崇敬者ハ神社設立後遲滞ナク各三人以上ノ總代ヲ推舉スベシ

氏子又ハ崇敬者總代ハ其ノ任所、氏名ヲ大使ニ届出ヅベシ

氏子總代又ハ崇敬者總代ハ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且其ノ願出ニ連署スベシ

第二十八條 氏子總代又ハ崇敬者總代ニシテ不適任ト認ムル者アルトキハ大使之ヲ改選セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前昭和十一年外務省令第八號在滿洲國及中華民國神社規則並大正十一年關東廳令第七十八號關東州及南滿洲鐵道附屬地神社規則ノ規定ニ依ル處分其ノ他ノ手續ハ本令ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス



9220-2

1288

I-0524

0035

在中華民國神社規則

昭和十一年六月六日公布外務省令第八號
昭和十一年十二月一日改正

在中華民國神社規則

第一條 中華民國ニ於テ神社ヲ設立、移轉、廢止又ハ併合セムトスルトキハ所轄帝國領事官ノ許可ヲ受クベシ

第二條 神社ノ設立ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ氏子又ハ崇敬者ト爲ルベキ者二十人以上ノ連署ヲ以テ左ノ事項ヲ具シ所轄帝國領事官ニ願出ズベシ

一 事由

二 設立地

三 神社名

四 祭神

五 例祭日

1289

9220-2



六 神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物ノ位置、構造及建坪竝ニ境内地ノ位置、面積及模様

七 設立費及其ノ支辨方法

八 維持方法

九 神職ト爲ルベキ者ノ氏名

十 氏子又ハ崇敬者ト爲ルベキ者ノ戸數

十一 神殿其ノ他ノ建物ノ起工及竣成豫定期日

前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第六號ノ事項及神社ノ周圍ノ狀況ヲ表示スル圖面ヲ添附スベシ

第三條 神社ノ移轉ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ所轄帝國領事官ニ願出ズベシ

一 事由

二 移轉地

三 神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物ノ位置、構造及建坪竝ニ境内地

1290

9220-2



I-0524

0036

ノ位置、面積及模様

四 移轉費及其ノ支辨方法

五 神殿其ノ他ノ建物ノ起工及竣成豫定期日

前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第三號ノ事項及境内地周圍ノ狀況ヲ表示スル圖面ヲ添附スベシ

第四條 神社ノ廢止又ハ併合ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ所轄帝國領事官ニ願出スベシ

一 事由

二 廢止又ハ併合セラルベキ神社ノ名稱及鎮座地

三 併合スベキ神社ノ名稱及鎮座地

四 廢止又ハ併合セラルベキ神社ノ社殿其ノ他ノ建物及財産ノ處分方法

第五條 神社ノ設立、移轉又ハ併合ノ許可ヲ受ケ二年内ニ之ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

神社ノ設立、移轉、併合又ハ廢止ヲ了シタルトキハ遲滯ナク所轄帝國領事官ニ届出スベシ

第六條 神社ノ境内地ニ國家ニ功勞アル者又ハ頌揚スベキ事蹟アル者ノ碑表又ハ形像ヲ建設セムトスルトキハ其ノ事項ヲ具シ所轄帝國領事官ニ願出テ許可ヲ受クベシ之ヲ移轉又ハ除去セムトスルトキ亦同ジ

一 事由

二 碑表又ハ形像ノ位置

三 碑表又ハ形像ノ物質、形狀、寸尺及其ノ地盤ノ面積

四 工事費及其ノ支辨方法

五 起工及竣工豫定期日

前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル圖面ヲ添附スベシ

第七條 神社ノ境内ハ其ノ神社以外ノ者ニ之ヲ使用セシムルコトヲ



9220-2

1292



9220-2

1291

I-0524

0037

得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 一時之ヲ使用セシムルトキ
二 參拜者ノ休息所トシテ一年内ノ期間之ヲ使用セシムルトキ
三 公益ノ目的ヲ以テ境内地ヲ損セザル範圍ニ於テ之ヲ使用セシムルトキ

前項但書第二號及第三號ノ規定ニ依リ神社ノ境内ヲ使用セシムルトスルトキハ神社ヨリ左ノ各號ノ事項ヲ具シ所轄帝國領事官ニ願出テ許可ヲ受クベシ

一 使用ノ目的及方法

二 使用セシムベキ場所及其ノ面積

三 使用期間

四 使用料

前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル圖面ヲ添附スベシ

第八條 神社ハ設立後遲滯ナク左ノ事項ヲ記載シタル神社明細書ヲ調製シ之ヲ所轄帝國領事官ニ提出スベシ

一 神社名

二 銀座地

三 祭神

四 配祀

五 神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物

六 境内社

七 境内地内碑表又ハ形像

八 境内地

九 例祭日

十 氏子又ハ崇敬者ノ戸數

十一 維持方法

十二 由緒沿革



9220-2

1294



9220-2

1293

I-0524

0038

第九條 神社ニ於テ設立後前條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號及第十一號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シテ所轄帝國領事官ニ願出テ許可ヲ受クベシ

第十條 神社ハ設立後遷移ナク其ノ所有ニ屬スル不動産及寶物ニ關シテ左ノ事項ヲ具シテ所轄帝國領事官ニ願出ズヘシ

一土地ニ在リテハ其ノ所在地、地目、段別又ハ坪數及境内地又ハ境外地ノ區別

二建物ニ在リテハ其ノ位置、名稱、構造、建坪又ハ間數及境内地ニ在ルモノト境外地ニ在ルモノトノ區別

三寶物ニ在リテハ名稱、員數、形狀、品質、寸尺、作者及傳來前項ノ届出ヲ爲シタル後届出テタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度遲滞ナク届出ズヘシ

第十一條 神社ハ財産臺帳ヲ備ヘ其ノ所有ニ屬スル不動産及寶物ニ關シ前條各號ノ事項ヲ記載スベシ

第十二條 神社ノ財産ノ管理其ノ他重要ナル事項ニ付テハ神職ハ氏子總代又ハ崇敬者總代ト協議シテ之ヲ處理スベシ

神社ニ於テ其ノ所有ニ屬スル不動産又ハ寶物ニ付賣却、貸付其ノ他ノ處分ヲ爲サムトスルトキ又ハ賃借ヲ爲サムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シテ所轄帝國領事官ニ願出テ許可ヲ受クベシ

第十三條 神社ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十四條 神社ハ毎會計年度ノ收入支出豫算ヲ定メ年度開始一月前ニ所轄帝國領事官ノ承認ヲ受クベシ

第十五條 神社ハ毎會計年度ノ收入支出決算書ヲ作成シ年度經過後二月内ニ所轄帝國領事官ニ報告スベシ

第十六條 神社ノ神職ハ神明ニ奉仕シ祭祀ヲ掌リ且庶務ニ從事ス

神職ハ宗教上ノ職務ヲ兼ヌルコトヲ得ズ



9220-2

1296



9220-2

1295

I-0524

0039

第十七條 神職ハ氏子總代又ハ崇敬者總代之ヲ推薦スベシ
前項ノ規定ニ依リ推薦ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄帝國領
事官ニ願出デ就職ノ認可ヲ受クベシ

一 氏名、履歴

二 俸給又ハ手當額

三 他ノ神社ヨリ兼務スル者ニ在リテハ其ノ事項

前項ノ規定ニ依ル願書ニハ資格ヲ證明スル書類ヲ添付スベシ

第十八條 神職死亡シタルトキハ他ノ神職ヨリ、神職在ラサルトキ

ハ氏子總代又ハ崇敬者總代ヨリ所轄帝國領事官ニ届出ツベシ

神職退職セムトスルトキハ氏子總代又ハ崇敬者總代三人以上ノ連

署ヲ以テ其ノ理由ヲ具シ所轄帝國領事官ニ願出デ認可ヲ受クベシ

神職死亡若ハ退職シ又ハ病氣ニ依リ其ノ職務ヲ執ルコト能ハザル

ニ至リタルトキハ遲滞ナク後任者ヲ推薦スベシ

第十九條 神職交代シタルトキハ遲滞ナク氏子總代又ハ崇敬者總代

ノ立會ヲ以テ社務ノ引繼ヲ爲シ後任神職ヨリ其ノ願末ヲ所轄帝國
領事官ニ報告スベシ

第二十條 神職其ノ職責ヲ怠リ若ハ其ノ體面ヲ汚シタルトキ又ハ其

ノ他不適任ト認ムル行爲アリタルトキハ所轄帝國領事官ハ其ノ退

職ヲ命ズルコトアルベシ

第二十一條 神職ノ服裝ハ正裝、禮裝、常裝ノ三種トス

正裝ハ衣冠ヲ著クルヲ謂ヒ大祭ニ著用ス

禮裝ハ齋服ヲ著クルヲ謂ヒ中祭ニ著用ス

常裝ハ狩衣又ハ淨衣ヲ著クルヲ謂ヒ小祭、日拜及恒例トシテ行フ

式等ニ著用ス

第二十二條 神社ノ氏子又ハ崇敬者ハ神社設立後遲滞ナク各三人以

上ノ總代ヲ推舉スベシ

氏子又ハ崇敬者總代ハ其ノ住所、氏名ヲ所轄帝國領事官ニ届出ツ

ベシ



9220-2

1298



9220-2

1297

I-0524

0040

氏子總代又ハ崇敬者總代ハ神社ノ維持・管理ニ關シ神職ヲ補助シ
且其ノ願届ニ連署スベシ

第二十三條 許可ヲ受ケズシテ神社ヲ設立、移轉、廢止若ハ併合シ

タル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第二十四條 帝國領事官本令第八條、第十條及第二十二條第二項ノ
届出ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ外務大臣ニ報告スベシ

附 則

本令ハ昭和十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前設立シタル神社ニシテ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ第八條

第十條及第二十二條第二項ノ手續ヲ爲シタルモノハ之ヲ本令ニ依リ

設立シタルモノト看做ス

本令中氏子若ハ崇敬者又ハ氏子總代若ハ崇敬者總代ハ常分ノ間所轄

帝國領事官ノ許可ヲ得テ居留民團又ハ居留民會ヲ以テ之ニ代フルコ

トヲ得

9220-2

1299



I-0524

0041

附表一 在滿支本邦神社一覽表（昭和十二年十一月三十日現在）
滿洲ノ部

領事館名	管內別名	稱祭	神設立年月日	建物數及境內ノ廣サ	氏子又ハ崇敬者ノ數	維持方法
間島	間島神社	天照皇大神	大正一四一〇	神殿、手洗所、鳥居、倉庫、轆柱 境內（二五二六八坪）	五一五五	寄附及氏子ノ 釀金
"	朝陽川神社	大國主命	昭和九三〇	神殿、鳥居 境內（一〇〇坪）	一一四	寄附及氏子ノ 釀金
"	明月溝神社	天照皇大神	一九六九	神殿、鳥居 境內（五〇〇坪）	八〇	氏子ノ釀金
"	頭道溝神社	"	八一三	神殿、鳥居、手洗所 休憩所 境內（六九〇七坪）	三六	"
"	開山屯神社	天照皇大神 明治天皇	一九一七	倉庫 神殿、鳥居、手洗所 境內（二五〇〇坪）	七五〇	"

S 9220-2 1300

延吉	延吉神社	天照皇大神	昭和一九二四	神殿、拜殿、鳥居、手洗所、倉庫 境內（五六八三坪）	八〇〇	氏子ノ釀金
"	榮溝神社	"	九三一	神殿、鳥居 境內（三〇坪）	三〇	"
"	百草溝神社	"	四九一八	神殿、拜殿、鳥居、倉庫 境內（五〇〇坪）	六二	"
圖們	圖們神社	"	八一三	神殿、鳥居 境內（三三三九坪）	一〇〇〇	"
琿春	琿春神社	"	二八一	設立中	一〇〇	"
錦州	錦州神社	"	一九二二	神殿、鳥居、社務所、手洗所 境內（一〇〇〇坪）	一四九一	"
奉天	天照皇大神 明治天皇	"	八七一六	神殿、鳥居 境內（一〇三六坪）	一〇〇	"
"	鄭家屯神社	天照皇大神	一九二一	神殿、拜殿、鳥居 境內（一八〇坪）	二八〇	"

S 9220-2 1301

敦	哈爾濱	海倫	綏化	五常	雙城	敦	哈爾濱	哈爾濱
化蛟河	仍子山	海倫	綏化	五常	雙城	化蛟河	哈爾濱	哈爾濱
神社	神社	神社	神社	神社	神社	神社	神社	神社
天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
101	101	101	101	101	101	101	101	101
境内、鳥居、手洗所	境内、鳥居、手洗所	境内、鳥居	境内、鳥居	境内、鳥居、手洗所	境内、鳥居、手洗所	境内、鳥居、手洗所	境内、鳥居	境内、鳥居、手洗所
245	60	200	200	180	250	245	60	245
氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金

9220-2

1303



奉	通	山城鎮	新	吉	敦	敦	新	吉	奉
天遼	化通	鎮西安	京德	林吉林	化敦	化敦	京德	林吉林	天遼
神社	神社	神社	神社	神社	神社	神社	神社	神社	神社
天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
104	101	101	101	101	101	101	101	101	104
境内、鳥居	境内、鳥居	境内、鳥居	境内、鳥居	境内、鳥居	境内、鳥居	境内、鳥居	境内、鳥居	境内、鳥居	境内、鳥居
300	400	700	180	200	750	750	200	250	300
氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金	氏子ノ醸金

9220-2

1302



I-0524

0043

齊々哈爾齊々哈爾神社	昂々溪神社	訥河神社	寧年神社	札蘭屯神社	博克圖神社	龍鎮神社	北安神社	齊々哈爾齊々哈爾神社
天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	明治天皇	天照皇大神	天照皇大神
昭和一九一二年	一九一九	一九二七	一九三一	一九二五	一九一〇	一九〇一	一九一六	昭和一九一二年
神殿、拜殿、鳥居、社務所、倉庫	神殿、鳥居	神殿、鳥居、手洗所	神殿、鳥居、手洗所	神殿、鳥居、手洗所	神殿、鳥居、社務所	神殿、拜殿、鳥居	神殿、拜殿、鳥居、社務所、倉庫	神殿、拜殿、鳥居、社務所、倉庫
二二〇〇	一一〇〇	八〇〇	一二八	四四三	五〇	三三〇	二二〇〇	二二〇〇
氏子ノ釀金及一般ノ寄附	"	"	"	"	"	"	"	氏子ノ釀金及一般ノ寄附



9220-2

1305

哈爾濱安達神社	綏稜神社	牡丹江橫道河子神社	佳木斯佳木斯神社	富錦神社	林口神社	勃利神社	彌榮神社	千振神社	齊々哈爾齊々哈爾神社
天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
昭和一九一六年	一九一三	一九一八	一九一八	一九一〇	一九一六	一九一六	一九一四	一九一四	昭和一九一六年
神殿、鳥居、拜殿、社務所	神殿、鳥居	神殿、拜殿、鳥居	神殿、鳥居	神殿、拜殿、鳥居、倉庫	神殿、鳥居、手洗所	神殿、拜殿、鳥居	神殿、鳥居	神殿、鳥居	神殿、鳥居、拜殿、倉庫
一八〇〇	二一〇〇	二七七	三〇二	一八八	二五〇	二五〇	三〇〇	三三〇	二二〇〇
氏子ノ釀金及一般ノ寄附	"	氏子ノ釀金	"	"	"	"	"	"	氏子ノ釀金及一般ノ寄附



9220-2

1304

I-0524

0044

S		9220-2		1307			
興隆神社	平泉神社	凌源神社	承德神社	圍場神社	葉柏壽神社	赤峰神社	滿洲里滿洲里神社
"	天照皇大神	"	"	"	"	"	天照皇大神
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
境内(九町六段八畝)	境内(一〇町步)	境内(二〇〇〇坪)	境内(二五〇〇坪)	境内(二八坪)	境内(六五九二平方米)	境内(六五四七平方米)	境内(三八三坪)
22	150	100	1000	1623	130	384	534
"	"	"	氏子ノ醗金及一般ノ寄附	"	"	"	氏子ノ醗金

海拉尔神社	黑河神社	王爺廟神社	洮南神社	白城子神社	克山神社	齊々哈爾索倫神社
"	"	"	"	"	"	天照皇大神
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
境内(一九四〇平方)	境内(二七四二五坪)	境内(四八四坪)	境内(三三七坪)	境内(四六九〇坪)	境内(二四四七坪)	境内(二二七五坪)
420	3000	182	238	546	140	112
氏子ノ醗金	"	"	"	"	"	氏子ノ醗金及一般ノ寄附

S 9220-2 1306



9220-2

1309

青	青	芝	天	支那ノ部
島臺東鎮神社	島青島神社	栗龍口神社	天津天津神社	
大國主命	大國主命 明治天皇 天照皇大神	大國主命 天照皇大神	天津稻荷神 宇迦清魂大神 佐田彦大神 大宮能賣大神 神 田中大神	
大正四三	大正八一 一七	昭和五〇 二八	大正四一 一五	
境内(二六三七坪)	社殿一三棟境内(六四一二坪)	境内(二〇坪)	本殿、幣殿、拜殿、手洗所、鳥居、奉齋館、社務所、境内(一〇六六坪)	
二一	三四四〇	三二	二五〇〇	(昭和十一年十一月三十日現在)
氏子ノ醸金	會ノ支辦及氏子ノ醸金	財團法人青島居留民國奉齋	天津共益會 助金及氏子ノ醸金	



9220-2

1308

計	承 德 灤 平 神 社	天照皇大神 昭和 明治天皇	神殿、拜殿、鳥居 境内(六〇坪)	二五	氏子ノ醸金及 一般ノ寄附
六一				三九八三	

I-0524





9220-2 1310

坊子坊子神社	張店張店神社	上海神社	靖亞神社	漢口漢口神社	福州福州神社
天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神
〃	〃	〃	〃	〃	〃
七七一	八一八	一一一	一一一	一一一	一一一
神殿、鳥居、境内	神殿、拜殿、鳥居、境内	本殿、拜殿、幣殿、鳥居、境内	神殿、拜殿、鳥居、境内	社殿、鳥居、社務所、境内	神殿、鳥居、境内
五二	六四	二八〇	六〇	五二八	三〇〇
〃	〃	財團法人上海神社維持財團ノ經營	東亞同文書院ノ經營	漢口居留民團ノ經營	氏子ノ醸金

廣東東神社	天照皇大神	靖國神
〃	〃	〃
九九	一一一	一一一
神殿、鳥居、境内	神殿、鳥居、境内	神殿、鳥居、境内
一一七	一〇五	一〇五
〃	〃	〃



9220-2 1311

I-0524

0049

附表二

在滿支本邦神社數及氏子戶數統計表

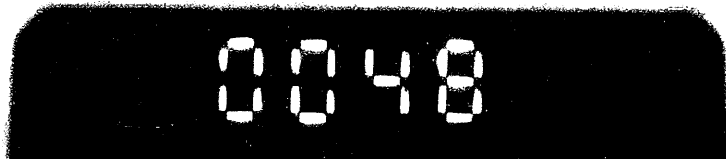
計	支那	滿洲	神社數	氏子戶數
七 三	一 二	六 一		三 九 八 三 三
五 〇 四 二 三	一 〇 五 八 九			



9220-2

1312

I-0524



東京新聞 昭和十三年九月九日

海外に神社を
内務省で第
一回協議會

大體で輸出し海遊してゐる我が國
 船がどうなる自由でもしよとが
 日領に於ける神社は、舊來より
 此の切なきを以て、内務省に於
 ける神祇事務局を通じて先づ海外
 同僚會議では八月後一經手
 下、内務省事務局に第一回協議
 會を召集、關係各方面から二十
 名出席、神事上の關係に基き輸入
 輸出となす。

現地で設立した祭壇形式、社の
 建築形式、神祇の祀等につき意
 見を出、今後は毎月一回開
 會して早へ神祇事務局の決定を申
 合せ。

海外に神社の建設は、神祇事務局
 内で神祇事務局の意見を以て、社
 長の承認、神祇事務局の承認、及
 ば、輸入し、輸出して、同四時
 限會



9220-2 1314



Handwritten signature or initials.

I-0524



拜啓時下益御清祥の段奉大賀候
陳者公私御多端の初恐縮に存候得共今般左記により御會合を煩はし
會員小笠原省三氏の滿支視察報告を兼ね海外神社奉仕員の問題に關
し御協議願度存候間御迷惑ながら御差繰り御來臨を賜り度此段御案
内申上候 敬具

昭和十三年九月十日

海外神社問題研究会

相場清殿

記

一 日時 九月十五日午後半時頃
二 場所 内務省第二會議室
追而御手数敷ながら御出席の有無御回答被下度候



9220-2 1316



9220-2 1315

I-0524



五部

内
二部ヲ本部有
一部ヲ本部有

皇國神社

(昭和十三年九月十六日記)

海外ニ於ケル神職ノ向上充實ニ関スル件

昭和十三年九月十五日内務省神社局ニ於テ吉田

茂氏ニ催テ海外神社研究会々合ノ席ニ上海外

神職ノ向上及充實ニ関スル件研究アリ其ノ要

旨左ノ如シ

記

海外ニ於ケル神社ニ帝國臣民ノ進展ニ付シ急

外務省

9220-2 1317



激ニ増設セラルヘキ勢ニ在リ也ニ奉仕スル神

職亦著シク不足ヲ告ケ努ヒ素質、教養、低劣ノ

處ナレトモ、新京、哈爾濱、奉天、北京、天津、

島乃並上海等ノ如キ財源豊富ナル地ニ在リ

テハ專任ノ神職ヲ配置スルコト固ヨリ不可能ニ

非サシ又大多數ノ各地ニ在リテハ在留民ノ資

力貧弱ニシテ到底專任神職ヲ置ク能ハサル

ヘキヲ以テ權宜ノ措置トシテ他ニ何等カノ弁

外務省

9220-2 1318



I-0524

0052

法ヲ講シ其ノ向上充實ヲ圖ルノ要アリト処セ
テ爾ル最合理又効果的ナル方法ニ對シ種
々意見交換ノ末右ノ二案ヲ得ル
第一案 神職ニ在外指定ニ學校職員ヲ兼
シムル案

本案、理想的ナルニ神職ニ教員資格
アルコトヲ前提トスルカ故ニ實際問題
トシテ多數者ヲ得んコト困難ナルニ

外務省



9220-2

1319

第二案 在外指定ニ學校職員ニ神職ニ又
ナルニ教育ヲ施シ教鞭ヲ執ルニ方
神職奉仕ノ任ニ當リシムル案
本案、現在教職者員ニ神職教育
ヲ施スノ方法ト新ニ任用配置スル
教職員ニ内他ニ於テモヲ施スノ方
法ヲ考ヘ得ルニ於テ寧ニ後者ニ依
リ

フカトセム

外務省



9220-2

1320

I-0524

0053

以上兩案中第一案之依ルコト可然トノ結論
 之為付キ多ク知セカ定行方法トシテハ文
 部省^{ルヤニ}於テ立案中ナ^{ルヤニ}反南スル在外指
 導^也學校職員^{ハキ}トキ者ヲ養成スル目的ヲ
 以テ特殊師範教育機^{ハキ}設實現ノ上ハ右第
 二案之依リ師範教育ノ科外教育トシテ神
 職ニ關スル迄ナシ特別教育ヲ施シ以テ本件
 ノ帶目的ヲ達成スルヲ得ハ将来海外^ニ於ケル

外務省



9220-2 1321

國民教育ト相俟ツテ國體觀念ノ涵養最上最
 有意義ナルヘシトノ結論ニ到幸セリ(了)

外務省



9220-2 1322

I-0524

0054

(昭和十三年九月十六日記)

海外ニ於ケル神職ノ向上充實方法ニ關スル件

昭和十三年九月十五日内務省神社局ニ於テ吉田茂氏主催海外神社問題研究會會合ノ席上海外神職ノ向上及充實方法ニ關スル件ニ付研究アリ其ノ要旨左ノ如シ

記

海外ニ於ケル神社ハ帝國臣民ノ進展ニ伴ヒ急激ニ増設セラレヘキ趨勢ニ在リ之ニ奉仕スヘキ神職亦著シク不足ヲ告ケ勢ヒ素質、教養低落ノ虞ナシトセス新京、哈爾濱、奉天、北京、天津、青島乃至上海等ノ如キ財源豊富ナル地ニ在リテハ專任ノ神職ヲ配置スルコト固ヨリ不可能ニ非サルモ大多數ノ各地ニ在リテハ在留民ノ資力貧弱ニシ

外務省



9220-2

1323

テ到底專任神職ヲ置ク能ハサルヘキヲ以テ權宜ノ措置トシテ他ニ何等カノ辦法ヲ講シ其ノ向上充實ヲ圖ルノ要アル處之ニ關スル最合理的又效果的ナル方法ニ關シ種々意見交換ノ末不取敢左ノ二案ヲ得タリ

第一案 神職ニ在外指定學校職員ヲ兼ネシムル案

本案ハ理想的ナルモ神職ニ教員ノ資格アルコトヲ前提トスルカ故ニ實際問題トシテ多數者ヲ得ルコト困難ナルヘシ

第二案 在外指定學校職員ニ神職ニ必要ナル教育ヲ施シ教鞭ヲ執ル

傍ラ神社奉仕ノ任ニ當ラシムル案

本案ハ現在ノ教職員ニ神職教育ヲ施スノ方法ト新ニ任用配置スヘキ教職員ニ内地ニ於テ之ヲ施スノ二方法ヲ考ヘ得ヘ

外務省



9220-2

1324

I-0524

0055

キ處寧口後者ニ依ルヲ可トセム

以上兩案中第二案ニ依ルコト可然トノ結論ニ落付キタル處之カ實行方法トシテハ文部省ニ於テ立案中ナルヤニ仄聞スル海外及外地學校職員ヲ養成スヘキ特殊師範教育機關實現ノ上ハ右第二案ニ依リ師範教育ノ科外教育トシテ神職ニ關スル必要ナル特別教育ヲ施シ以テ本件ノ目的ヲ達成スルヲ得ハ將來海外ニ於ケル國民教育ト相俟ツテ國體觀念ノ涵養上最有意義ナルヘシトノ結論ニ到達セリ(了)

外務省

13.8



9220-2

1325

I-0524

0056

速に漢口神社を御鎮齋せられたし

昭和十三年十月三十日

一 曩に、廣東陥り、今、武漢三鎮に旭日旗懸る。われ等は、大御威をかゝり奉れる皇軍の、勇猛果敢なる戦鬪に、ひたすら感激すると共に、目に見えぬ「神々」の、深く尊き御佑助に對し奉り、今更に感謝し奉るのである。

惟ふに、日本民族の在る處必ず「神社」ありて、其の一切の生活は「神社」を通じ「神社」を中心として營まれて來た。これ、歴史上の事實にして同時に民族的信念である。さればこそ、大日本を「神國」と讃へ奉り、この神國の軍は「神軍」であり、武は「神武」であり、戦鬪は神國の神聖なる行動の一であるが故に「聖戦」と稱するのである。兵を兇器なりとせしは、弱道國の軍閥者を稱するものにして、我が國にては、武器も將兵も、神意の一表現である。

二

目に見えぬ神々は、一旦緩急ある場合には、遠く天翔り國翔りて皇軍の後にも前にもなり給ひ、ひたぶるに皇軍を護り幸ひ給ふが故に、「人」は神の心を心として戦ひ、「神」は人を通じて、正しき大道を八紘に普からしめ給ふ。この神人渾然一體の境地こそ「皇軍の神體」なのである。されば、往古軍將自ら齋主となりて天神地祇を鎮齋し、其の厚大なる御神徳に感謝し、更に御佑助を仰ぎ奉りし例は、史上明かに立證し得るのである。かの鹿島香取の大神を「齋主神」と申すは、其の一例である。

三

わが漢口神社は、天照皇大神、神武天皇、明治天皇の御三柱を御祭神として、昭和十年二月始めて御鎮齋申上げ、居留民の崇敬頗る厚かりしが、昨年支那事變後居留民の撤退と共に御動座、爾來、佐賀縣鳥栖町村社日子神社に奉安、日夕祭祀を營み來つたのである。

然るに漢口の攻略全く成り、既に總領事館も開設されし今日、たとへ治安全く恢復せずとも、われ等は一日も速に漢口神社の還御を希ふものである。日本民族の一切の生活は「神社」を中心として營まれ來り、又營まるべきものたるは既に述べた通りである。今漢口神社の御神靈を捧じて皇軍の frontline と共に入城し、直ちに御鎮齋を奉仕したならば、血と硝煙とに汚され



9220-2

1327



9220-2

1326

I-0524

0057

たる漢口の天地も爲めに清淨となり日支人の新しき提携の指導原理は
茲に確立され、殊に後來する我が同胞は、御祭神の御神徳を蒙る事頗る厚
く、漢口復興も神社を中心として目覺しき進展をなすであらう。
御神靈の御鎮齋には、必ずしも完全なる御社殿を必要としない。殊に
戦時下の祭祀は所謂非常祭祀である。焦土に於ける祭祀に社殿調度衣
紋の整備を期待すべからず。――御祭神も是を御嘉納あらせらるゝ
であらう。

速に漢口神社を御鎮齋せよ而して皇軍の入城式も、神社の大前に於い
て舉行せられよ。是れ、日本古來の「みくにのすがた」であり、皇軍を
していよいよ「皇軍」たらしむる所以である。

昭和十三年十月二十九日

海外神社問題研究会



9220-2

1328

I-0524

0058

謹呈。非常時下の歳晚いよいよ御健勝にて御奉公の事と存じ奉賀候
陳者先年來北米ロサンゼルスに北米大神宮奉齋の要務を帯び渡米中
の周藤策一翁今般三十五年ぶりにて歸朝目下東京に滞留白根宮内次
官其の他の後援にて鋭意目的達成に日夜奔走しつゝありしが近々歸
米する事と相成候就いては一夕翁を請待して其の勞を慰め且つは最
近の北米事情等を傾聴致し度左の會合を催し候間御多用恐縮に候へ
ども御繰り合せ御來臨下され度此段御案内申上候 敬具

時日 十二月二十二日午後五時
場所 第一ホテル(會費不要)

追て粗糞準備の都合有之乍御手数數御出缺御通知願上候

昭和十三年十二月 日

米一
手はるり
御出席

東京市澁谷區若木
皇典講究所内
海外神社協會

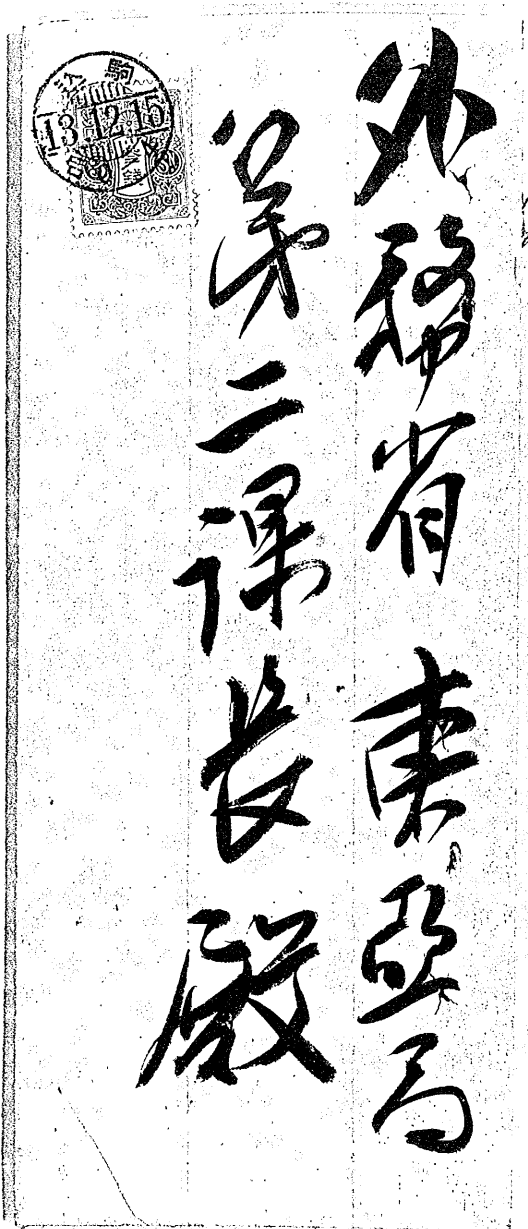


9220-2

1329

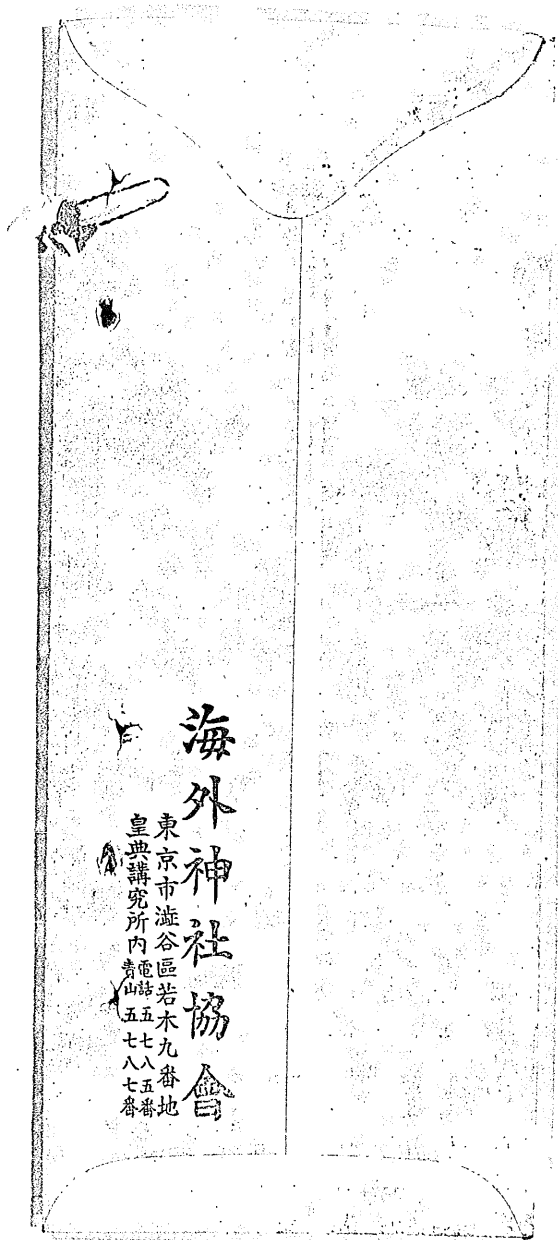
I-0524

0059



I-0524

0060



I-0524

0061

謹呈 非常時下の歳晚いよいよ御健勝にて御奉公の事と存じ奉賀候
陳者先年來北米ロサンゼルスに北米大神宮奉齋の要務を帯び渡米中
の周藤策一翁今般三十五年ぶりにて歸朝目下東京に滞留白根宮内次
官其の他の後援にて銳意目的達成に日夜奔走しつゝありしが近々歸
米する事と相成候就いては一夕翁を請待して其の勞を慰め且つは最
近の北米事情等を傾聴致し度左の會合を催し候間御多用恐縮に候へ
ども御繰り合せ御來臨下され度此段御案内申上候 敬具

時日 十二月二十二日午後五時
場所 第一ホテル(會費不要)

追て粗餐準備の都合有之乍御手数數御出缺御通知願上候

昭和十三年十二月 日

出席
米田(米)

東京市澁谷區若木
皇典講究社内
海外神社協會



9220-2

1330

I-0524

0062

北米大神宮奉贊會趣意

天祖天照皇大神皇孫に宣ひし神勅は天地と共に無窮に其の光輝を發揚し上は益々萬世一系の天皇の稜威を仰ぎ下は愈々臣民の繁榮を來たし今や皇國日本は東亞の盟主として國威を宇内に顯揚し世界の日本として寸毫も搖きなき地歩を固めつゝある時北米合衆國に在留せる二十萬の同胞に向つて一層の日本精神を宣揚し祖國を鼓吹するを目的として北米大神宮の社殿を新たに建設する事となれり

北米大神宮は既に權大教正周藤策一氏早くも明治三十六年本邦人にして始めて神道布教師として北米加州に渡航し爾來三十有五年あらゆる迫害と戦ひ生活苦に堪へ一意専心在留同胞に神國日本の國体を説き祖國愛を力説し強調し以て敬神愛國の思想を宣傳し普及せしめむとて天照皇大神を主神として奉齊したるものなり

羅府商業會議所に於ては之れが造營援助の目的を以て必要に應じて敷地を無料貸與する承認を與へ近くこれが地鎮祭を執行すべき氣運に至れり同大神宮の造營に附隨して祖靈社をも創建し靖國神社の御分靈をも奉齊し以て同地の邦人をして祖國の爲めに殉したる忠勇義烈なる戦死者に對して感謝禮拜せしめ且つ本大神宮並に祖靈社の造營成りたる上は在留邦人及び第二世をして益々敬神愛國の思想を啓發せしむる目的を以て祖國日本に留學せしむる育英事業の實現を期しつゝあり

此處に於て祖國日本に於ても北米大神宮奉贊會を設立し上記の目的に對して後援し諸項の實現進捗を計らむとす國際情勢多端なる折柄本大神宮の造營が一層日米親善の實を擧ぐると共に彼地邦人に對し祖國愛を喚起せしむる事の絶大なる事は既に認知せらるゝ處なり

冀くは大方の各位贊同を賜り本會の目的を達成せしめられむことを

昭和十四年一月

北米大神宮奉贊會

本院 北米合衆國羅維府ジャクソン街四五二
事務所 東京市麻布區斧町一三九神道本局内
電話 赤坂(48)二五二四番



9220-2

1332



9220-2

1331

I-0524

0063

無錫神社並ニ忠魂碑建立趣意書

14. 1. 18.



S220-2

1333

I-0524

0064

無錫神社並ニ忠魂碑建立趣意書

皇國ノ猘猊動クトコロ、草木亦靡カサルナク、敵長期抗戦ヲ言フモ大勢已ニ定マリ、茲ニ帝國百年ノ鴻基將ニ樹立セラレムトス。

寔ニ世界史上無比ノ赫々タル武威ト謂フヘシ。之固ヨリ上御稜威ノ輝キニヨルハ申スモ畏シ、下亦擧ケテ國難ニ當リ銃前銃後、純忠ノ赤誠ヲ以テ、凝ツテ勇往シタル結果ナリト雖モ、就中敵前暴露ノ責務ニ從ヒ、或ハ銃砲下ニ身命ヲ碎キ、或ハ疫癘ニ萬斛ノ恨ヲ呑ムテ忠魂ヲ君國ニ捧ケタル英靈諸柱ノ悲壯ニ鑑ル時、誰カ肅然頂ヲ垂レサル者アラムヤ。

下名等現地ニ居リ、皇軍奮戦ノ狀ヲ具サニ目睹シ、今ソノ鴻恩ヲ受ケテ、硝煙ノ香、新タナル戦跡ニ帝國經濟發展ノ草分ケタラムト志ス者、



9220-2

1334

I-0524

0065

之ニ對シ萬感胸ニ迫リ來ルヲ覺ユ。顧フニ無錫ノ地ハ、江南戰跡ノ中心ニアリ、又近代工業ノ中樞ヲナシ向後、吾カ大陸經營ノ重要ナル據點タルハ敢テ啾々ヲ要セサルトコロニシテ、果然、戰禍未ダ全ク癒エサルニ、早ヤ諸工場相次テ復興ノ緒ニ著キ、コレカ全面的操業ノ曉ニハ、邦人居留民モ幾倍加シ、昔日ヲ凌駕スルヲ繁榮ヲ睹ルハ必然ノ趨勢ナリトス。依ツテ無錫日本人會ニ於テハ、今次事變ノ感激新タナル今日、一ハ以テ曠古蓋世ノ壯圖ヲ永遠ニ記念シ、一ハ以テ同胞ノ鎮守ト仰カム爲メ、京滬線ニ沿ヘル一萬坪ノ清淨ノ地ヲトシテ、伊勢大廟ノ神靈ヲ分遷シ、無錫神社ヲ建立シ奉ラントス。並ニ各所ニ戰没セラレタル英靈ノ標識、未タ一年ヲ闕ササルニ漸ク風雨ニ黜スミ、加之、支那愚民等ノ爲メニ屢々取除カル等ノコトアリテ痛

1335

9220-2



恨骨ニ徹スルモノアリ。故ニ今之ヲ合祀セムトスルノ冀望、居留民間ニ已ミ難キモノアルヲ以テ、更ニ神域ノ一隅ニ千古不磨ノ芳芬ヲ傳フルノ忠魂碑ヲ併セ建立スルモノナリ。之レ兩ツナカラ下名等カ子々孫々ニ遺ス嚴正冒ス可カラサルノ國訓ナリトス。

幸ヒ現地軍部首腦者ニ於カテラレテモコノ舉ヲ諒トセラレタルヲ以テ事務ハ着々ト進行シツ、アリ。仰キ願クハ各位モ下名等ノ意ノ存スルトコロニ明察ヲ垂レ、一層ノ御教示ト御支援ヲ賜ラムコトヲ。

昭和十三年十月

無錫日本人會

9220-2

1336



I-0524



會長理事 赤崎 末喜
 副會長理事 鎌田 重彦
 理事 關谷 作松
 同 小 當 麻 甚 信
 同 山 川 竹 十
 同 五 十 嵐 末
 同 藤 本 清
 同 吉 郎

9220-2 1337

神社並ニ忠魂碑建立豫算書

一、金拾壹萬壹千九百七拾五圓參拾九錢也

内譯

總經費

敷地埋立地盛土工費 一金貳萬四千五百圓也
 神社忠魂碑建設費 一金六萬八千圓也
 排水工事費 一金貳千七百〇參圓五拾四錢也
 神橋加設費 一金壹千六百參拾七圓貳拾五錢也
 神橋兩側クリーク石垣工事費 一金壹千六百參拾四圓六拾錢也
 外島居一基工事費 一金壹千五百圓也
 建設諸雜費並ニ神域樹木植込參道費 一金七千圓也
 建設後ノ維持費 一金五千圓也

9220-2 1338



謹啓 時下愈々御健勝にて御奉公の事と存じ奉賀候

一四、一九

陳者 聖職既に三歳に亘り、支那大陸に各種の皇道文化が建設せられつゝ、あるは御同様慶賀に堪へざるところにて候 殊にわか同胞の集團的居住地には「神社」の奉齋さるゝありて、同胞の精神的

米垣

生活の中樞となり、この「神社」を通じて日支の新しき親善提携を見るの日も亦遠きにあらじと考へられ候

御承知の如く、支那には各種の道も教へも有之候へども、孰れも支那四億民衆を眞に安居樂業せしむる能はざりしは、支那四千年の歴史と眼前の事実とが最も明瞭に物語るものにて候。故に此の際

皇親親王

是に新しき指導原理を興へ、以つて物心一如の日支關係を樹立するは、今次聖戰の目的にして、われ等の使命とも存じ申候

即ち我が日本民族が其の民族的祭祥と共に有せし惟神の道（斯の道を皇道とも言ふ）を支那に宣布弘行し、斯の道の最高度に具現せし「神社」を奉齋し、神社精神（皇道精神）に依りて支那の大地と民衆とを更生せしめざれば相成らぬ時機に立ち到り候

畏き 皇祖の御理想を遵守奉行せし、われ等の祖先が念願とせし「八紘一宇」の神ながらなる日本精神は、今、われ等の時代に於いて、其の光輝を東亞の天地に実現せしめつゝあると想へば、寔に「生けるしるしあり」の感を深うするものにて候

而して従前支那に於いて發生発達せし儒佛道教の他凡百の道も教も、均しくわか惟神道即皇道の下に包含せられ其の各々の機能を活動せしめ、其の活動が即ち皇道の世界宣布の一機能となるべきものたるは、宛も日本内地に於ける神社と他宗教との關係と同様と存じ申候

斯く念願する我が「海外神社協會」は、昨年夏北支及蒙疆地方に、本會員高階研一、小笠原省三の兩名を派遣し、彼地に於ける神社の奉齋運動に協力し、其の正しき奉齋の實現に進言寄與したるが、

昨年本北京神社奉齋會の代表小菅博士は、北京神社設計図を携帶東上、われ等の意見を徴せられたるを以て、本會は斯界の権威者角南技師中心の會を召集して其の意見に聴き、且つ會員明治神宮権

宮司中島正國氏主登となり、實際祭祀に奉仕したる體驗よりせる本會案を草して小菅博士に贈り、北京神社の本格的奉齋に寄與し更に是を尊台の座右に呈して御高評を仰ぎ且つは御参考に供したく

本文と同封致し候次第にて候
なほ本會は常に支那滿洲のみならず、全世界に奉齋されし神社の現況と奉齋さるべき神社の諸條件に關して若干の資料を有し居り候間御照會あらば依んで御相談に應じ可申候
乍木筆一段の御奉公を希念仕候 敬具

昭和十四年一月

東京市澁谷區若木町 皇典講究所内

感謝協力

海外神社協會

(中絶分れとん)



9220-2

1340



9220-2

1339

I-0524

0068

昭和十四年一月

北京神社ノ建築ニ就イテ

海外神社協會



9220-2 1341

I-0524

0069

北京神社ノ建築ニ就イテ(一)

角南技師ノ意見ヲ聽ク

神社は「皇道」の最高度に具現されたものなるが故に、皇道を世界に光被せしむるを使命とする日本民族の在る処必ず「神社」あり。又あらゆるなければならぬ。これ、我が日本の歴史的事実であると共に、民族的信念である。

されば、隣邦中華民國の更生に協力せる我が國は、其の國と民との力を傾注して、先づ「神社」を中心に「神社」を通じて、物心不二の日支關係を樹立すべきである。數千年未支那に發生發達したる道も教も、四億民衆を教化指導する能はざりし眼前の事実に鑑み、彼等の上に未だ嘗つて試みざりしが「皇道」其を最高度に具現せし「神社」を奉齋し、その祭祀を嚴修して、先づ居留日本國

胞の精神的中樞目標たらしめ、漸次隣邦人たる支那民衆を、皇道光耀の下に包容教化し、以つて新東亞の建設に協力すべきである。

此の意味に於いて、わが等は「北京神社」の奉齋計画に對し、深甚なる慶祝と感謝を捧ぐと共に、其の御社殿の設計圖に對する意見を述ぶる事を衷心光榮とするものである。

わが「海外神社協會」は、北京神社奉齋會代表小菅博士の携帶せられたる北京神社御社殿設計圖に関する小集會を開催し、皇興講究所専務理事吉田茂氏司會の下に各々忌憚なき意見を述べたが、内務省神社局技師角南隆氏及其の他の意見の大要を記録して御参考に供したいと思ふ。

因みに當日の出席者は左の通りである。

内務省神社局技師角南隆、文學博士宮地直一、全河野省三、明



9220-2

1342



9220-2

1341-1

I-0524

0000

治神宮権宮司中島正國、内務省神社局事務官宇佐美毅、外務省
東亞局二課長佐藤信太郎、全相場清、皇典講究所専務理事吉田
茂、小林庶務課長、小笠原省三の諸氏

佐藤信太郎氏

海外に於ける神社の奉齋は、帝國の文化工作上極めて重大なる
意義を有する。最近支那大陸に於ける邦人の活潑なる進出に鑑み、
外務省は出先官憲と協力して、居留民の精神的中樞となり得る立
派なる神社の創建につき目下考慮中である。此の意味に於いて「
北京神社」は、北中南支に將來建設さるゝ神社の標準となり規範
となるやうに希むをい。

甬南隆氏

天壇、萬壽山、紫金城等の規模廣大なる施設を有つ北京のあの

雄大なる環境に内地にある様な神社をその儘もつて行くと「日本
は小さい」といふ感をうけはしないか。それを補ふ爲にはその環
境に大きな森林を造ることかよいと思ふ。即ち大きな森を背景と
して神社を建設するのである。さうでないといふ日本人は満足するか
も知らぬが支那人には食弱視されることと思ふ。
その故に此の際境内地を廣くとり環境を雄大にするといふこと
を考へてほしい、壯大な神社を建設するには多額の物資を要する
わけであるが、余り多くない予算で計画する場合には、先づ假設
物を造り、將來部分的に改造して行くことがよいと思ふ。即ち最
初から余り手を盡さないで將來必要に應じ、その状況に適するや
うに改造して行けばよいと思ふ。圖面によれば予算は少ないが
思はれるので、最初は一部分だけを本建築とし、他の部分は假設
物として間に合せ、將來優秀なる神社建築を完成するやうにし



9220-2

1344



9220-2

1343

I-0524

0001

てほしい。
相當高い城壁が近くにあるわけであるがそれとの對照を考へること。又他の建物から見下されるいふやうなことをないやうにしてほしい。周囲に大きな建物が多し、却ては可愛らしいといふ感じの神社になりやすい。

將來北支神社が新市街に建設されることを予定しての計画であるといふことであるが、これは京城神社と朝鮮神宮との關係に似てゐると思ふ。あはれは京城神社の環境が後方に山を控へて非常に立派であるために壯大な朝鮮神宮が造営されても、決して見劣りかすいのではないかと思ふ。結局環境を立派にする必要があるわけ、植樹を行ふ必要がある。兎に角北支の宗廟といふ感じの神社を平地に造ることは余程多額の費用を要するのである。

次に建築のことで云へば、祭典を行ふ場合、本殿の開扉を行

三

ふか、或は本殿の開扉を行はず、神饌を幣殿に献ずるといふ方法で行ふかによつて、建設の款式を別に考へることが出来ると思ふ。本殿の開扉を行はなくてもよいといふことであれば、本殿を本建築の壯麗なものにして、他の社殿を假設物にしてもよいと考へられぬ。

此の設計で約十萬円の工費といふことになる。内地の府縣社又は招魂社の余り立派でないものと同じ程度位のものであると思ふが、それでよいであらうか。この設計によれば拜殿は二十坪であるが、この拜殿では多数の参拜者を入れることは出来ないから、もっと大きくする必要があらう。

設計を見ると、低部は織瓦造、高部はコンクリート造で、屋根は支那瓦となつてゐるか、これでは寺院式の建築と同じである。何回も改築してだん／＼立派なものにするといふのがよいでは



9220-2

1346



9220-2

1345

I-0524

0072

ないかと思ふ。最初から支那に於ける神社の模範となるものを造るといふことは今の情勢に於いてはむづかしいと思ふが、なるべく立派なものを造つて欲しい。
 開閉扉を行ふか行はなくてもよいかといふ問題は、(本殿)を別に離して造り、幣殿と拜殿をつけて、幣殿に神饌を献ずるやうにすればよい。

相場

支那にはボプラ、榆、楊柳等があるが、どれが適當であるか。

角南

結局、松拍の類ではふいか。

宮地・河野

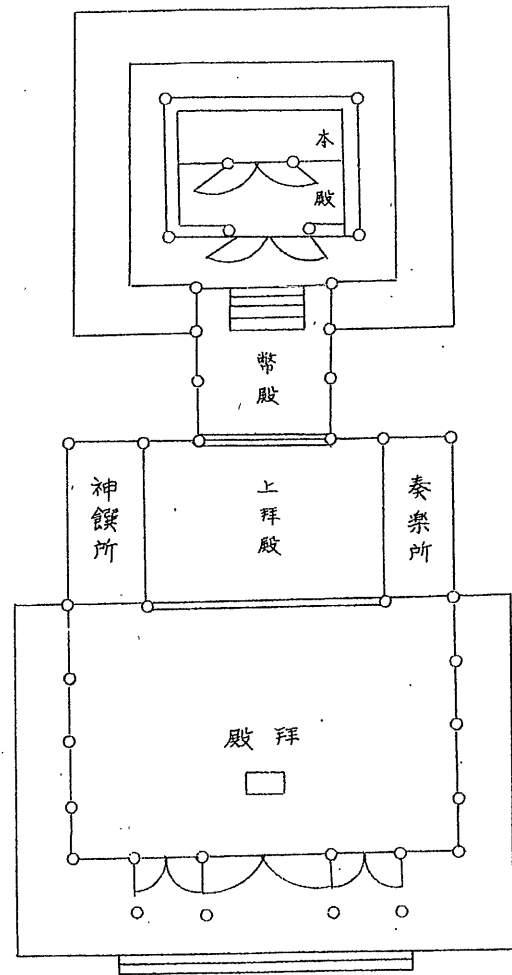
開閉扉を行はないといふことは問題ではないか。

角南

縣社程度の建築ならば大して問題とする必要はないと思ふ。

四

本圖ハ大体ヲ示セルノミ、寸尺ヲ考慮セズ



9220-2

1348



9220-2

1347

I-0524



北京神社ノ建築ニ就イテ(三)

將來、支那ニ奉齋スル神社ハ、其ノ還境風土及び歴史的大建築物ノ存在等ヲ考慮ニ入レ雄大ナル規模尊嚴ナル形式及び、祭典ノ執行参拜者(日支人其ノ他)ノ便宜等、現地ノ狀況ニ適應セル施設ヲ要スルコト勿論ニシテ、殊ニ大森林造成ノ計画ヲ立テ、壯嚴崇高ナル規模ト風致ヲ整フベキモノタルモ今、北京神社奉齋ノ實際ヲ考フルニ、北京神社ハ、北京在留三萬日本同胞ノ氏神トシテ取り敢ヘズ奉齋サルノモノニシテ、是ヲ内地ノ神社ニ就イテ見レバ、縣郷社程度ノ神社トナルモノト思フ。依ツテ「海外神社協會」ハ、小菅博士携帶ノ設設圖ニ就イテ考究シタル結果、左ノ要項ヲ進言セントス

一、建物ハ建築材料ノ統制等アルベキニ付、今ハ假建築ノ体裁ト程

五

- 度トナシ、將來大北京市計画完了ノ上、「北支神宮」ノ奉齋時ニ始メテ大陸神社ノ真姿ニ到達スルコト(ハコレ、神社ノ規模ハ民カニ相應スベキモノナレバナリ)
- 二、社殿ニハ成ルベク、十木艘木ヲ載セテ神社ノ尊嚴ト特殊性ヲ表現致シタシ
- 三、本殿幣殿ヲ結ベル内廊ハ、防寒上必要アレドモ稍狭長ノ感アリ、如何
- 四、本殿ノ御扉ハ正面一ヶ所ナレドモ、殿内清掃奉仕及び非常ノ場合ヲ考ヘ、出来得レバ脇扉ヲ設ケラレタシ
- 五、本殿ノ向拜ヲ稍広ク附出シ、御開扉ノ時齋主側ニ伺候シ得ラルベヤウニ致シタシ
- 六、本殿接続ノ内廊ハ之ヲ略シ、又ハ之ヲ短縮スルモ可ナラズヤ
- 七、第二ノ内廊ハ祭典ノ時、神職供進使ノ本座トナル位置ト豫想セ



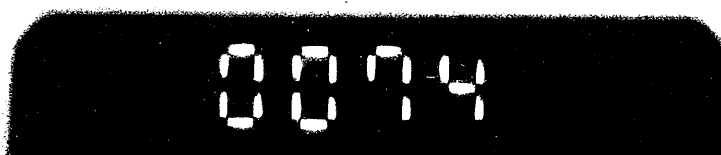
9220-2

1350



9220-2

1349



ラル、ニ付内廊ノ名ハ嘗ラズ、便宜上之ヲ上拜殿ト稱ス。
八、神饌所ハ上拜殿ノ左側(向ツテ)ニ設ケラレタシ、サスレバ傳
供ノ便良シ。

九、奏樂所ハ同右側ニ設クル方ヨロシカラシ

十、拜殿二十坪餘ナレドモ、大祭等ノ場合左留氏代表者ノ收容ニ
少ク感ズルコト、思ハル。

十一、拜殿ノ戸窓等ヲ吊上又ハ取外シノ出未ルヤウ設計シアラバ、冬
期以外ノ祭典ノ時必要ニ應ジ之ヲ吊上ガ、又ハ取り外サバ、屋外
ヲモ取入レテ参列席ヲ廣クスルヲ得ベシ。

十二、向拜ニ賽物受ヲ置ク豫定ノ如ク見ユレドモ、冬期参拜者ノ便ヲ
考慮シ、拜殿内ニ設置サレタシ。(最近、滿洲朝鮮等ノ神社ハ此
ノ莫漸次改善サレツヽアリ)

十三、狹ツテ向拜ハ寧口取付ケズ、拜殿前庇ヲ突出シ、正面ニ階段ヲ

六

附シ度シ。

十四、社殿周囲ノ堀ハ或ハ本殿周囲ノミトシ、其ノ代リ本殿ノ葦葎ヲ
引立タスヤウ鄭重ニスルモ一法ナルベシ。

十五、手水舎ノ形式設備等更ニ考慮セラレタシ。冬期ハ水凍リテ手水
舎トシテ、用ヲナサザルベケレバナリ。(是亦鮮滿ノ神社ニテ吾
等ハ苦キ体験アリ)

十六、鳥居燈籠其ノ他ノ境内建設物ハ、社殿及ビ環境トノ調和ヲ第一
ニ考ヘラレタシ。

十七、参道ハ特ニ敷石等ヲ用ヒテ設ケラレタシ。

十八、祭器庫ノ必要ナキヤ。(新京神社ニテハ外圍筋堀ノ内側ニ細長
キ物置ヲ取り附ケ神社ノ祭器具町内ノ祭器具ヲ收藏スルヤウニナ
シ居レリ)

十九、境内ニハ樹木アル方ヨロシ。松、蝦夷松、柏、榆、ドロ柳等ハ



9220-2

1352



9220-2

1351

I-0524

0075

北支ニテ育成スルモノト思ハル。如何
ニ。社殿ノ様式ハ、改築修繕等ニテ漸次向上進展シ得レドモ、御祭
神ハ、一度奉齋セバ永久ニ変更相成リ難キモノ故、最初ノ御鎮齋
ハ、特ニ慎重ニセラレタシ。其ノ要項ハ、昨年本會ニテ発表セシ
「滿洲及支那ニ奉齋スベキ神社ノ基本條件」ヲ御参照アリタシ。

昭和十四年一月

以上

東京市澁谷區若木町 皇典講究所内

海外神社協會



9220-2

1353

I-0524

0076

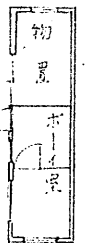
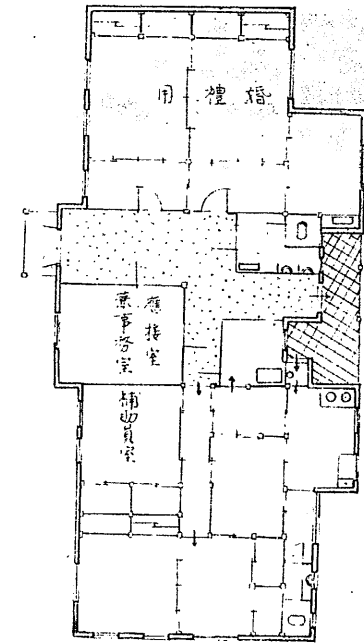
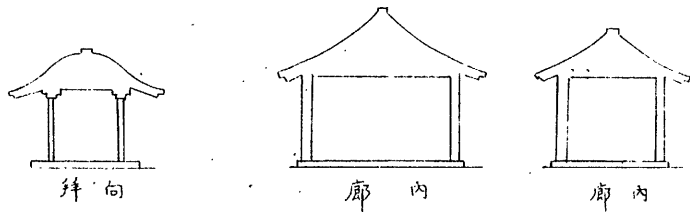
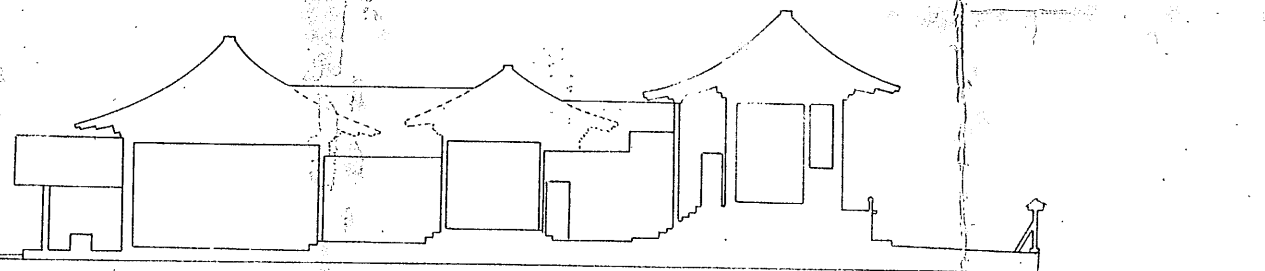
東京
神社
設計
原
図

I-0524

0000

圖画計社神京北

間一—櫃一尺縮



本 殿

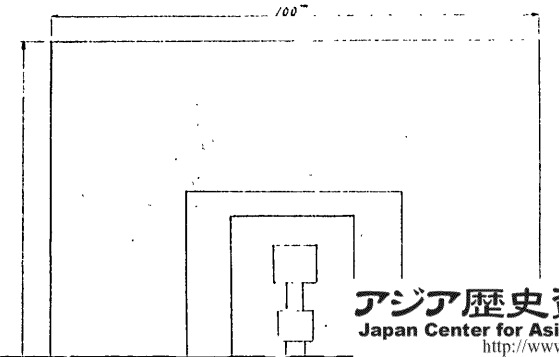
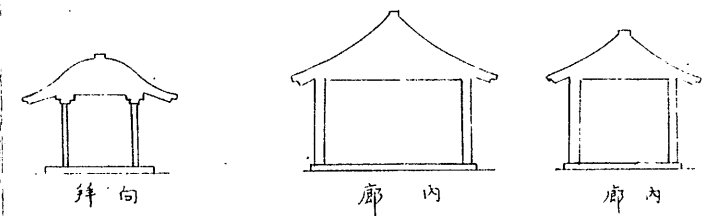
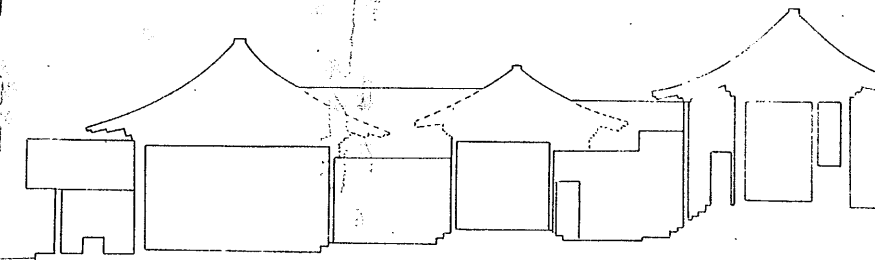
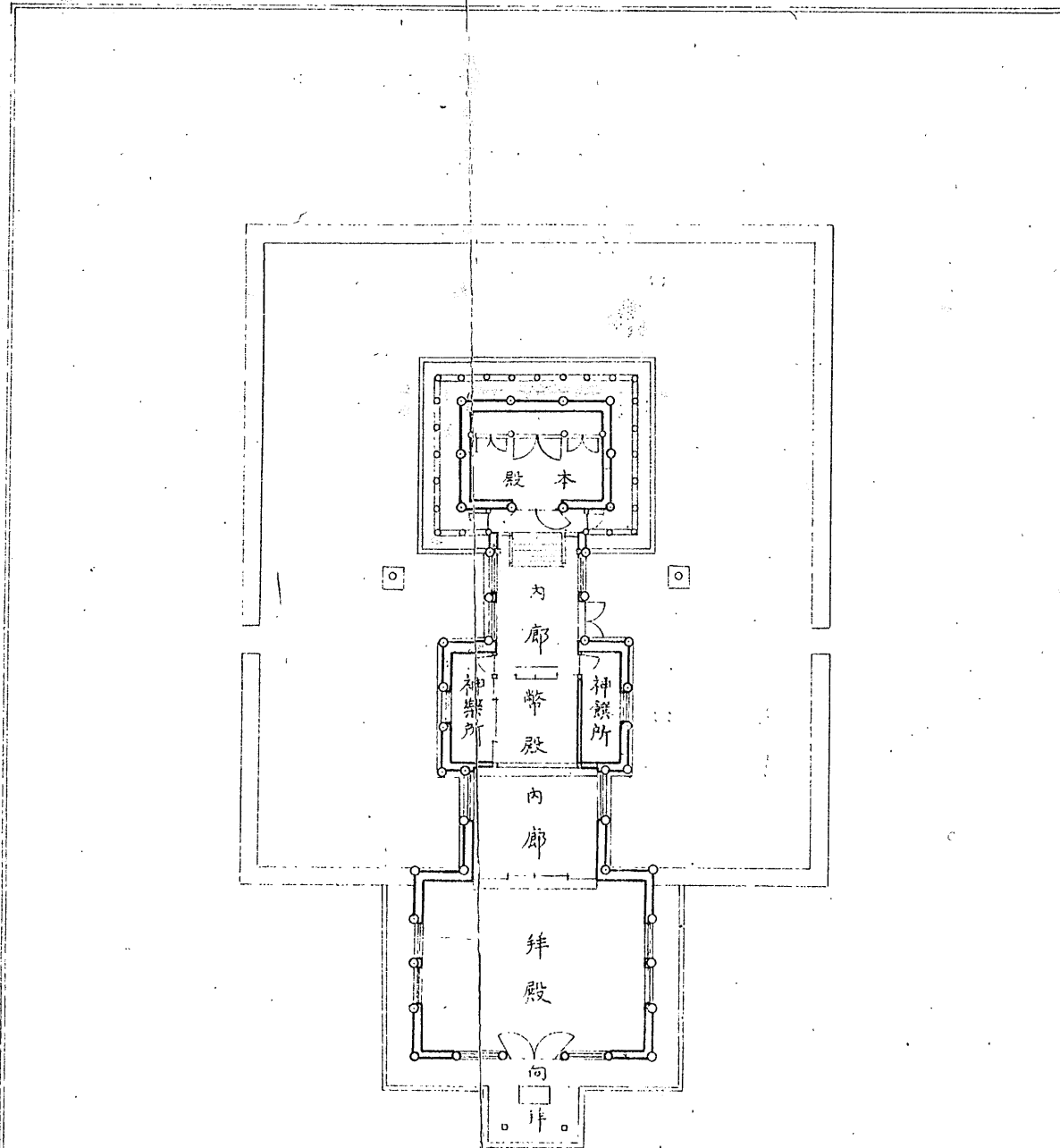
間口	奥行	坪数
3.2	2.2	7.04
2.0	1.0	2.00
2.0	2.1	4.20
4.0	2.7	10.80

I-0524

0078

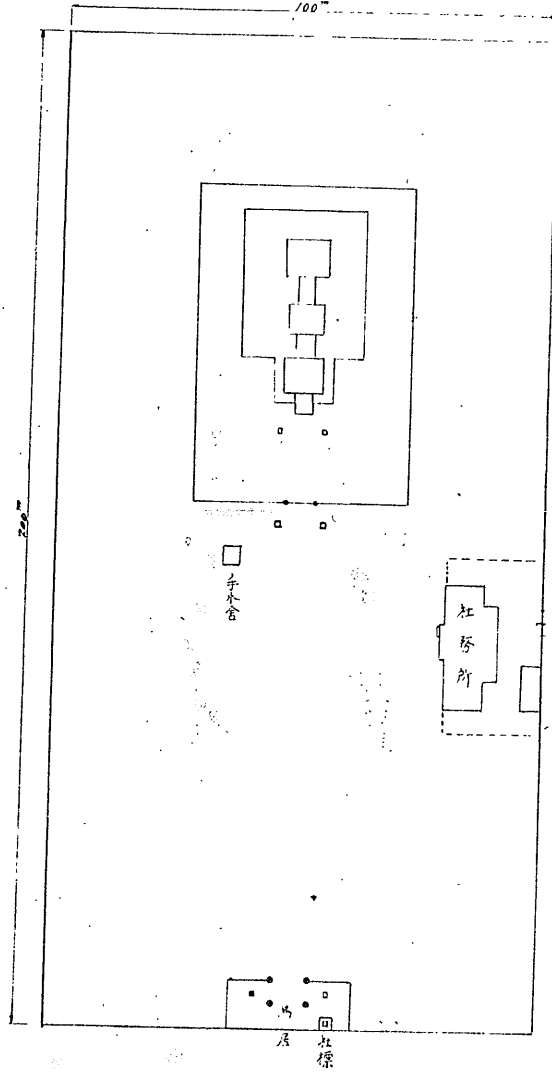
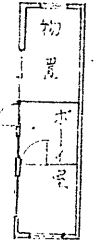
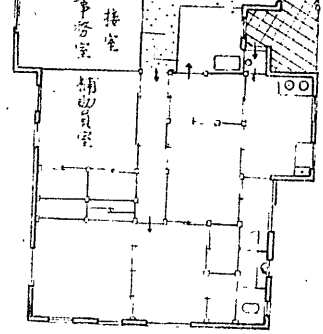
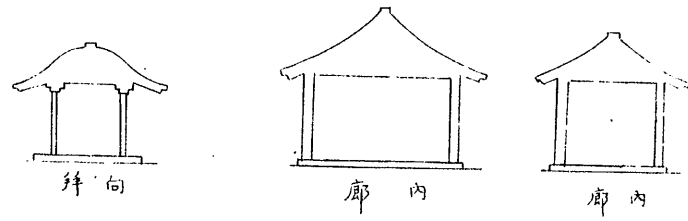
北 京 神 社 計 画 圖

縮一尺一圖



I-0524

0079

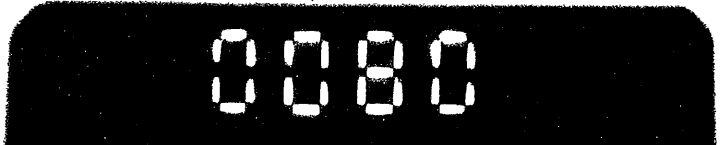


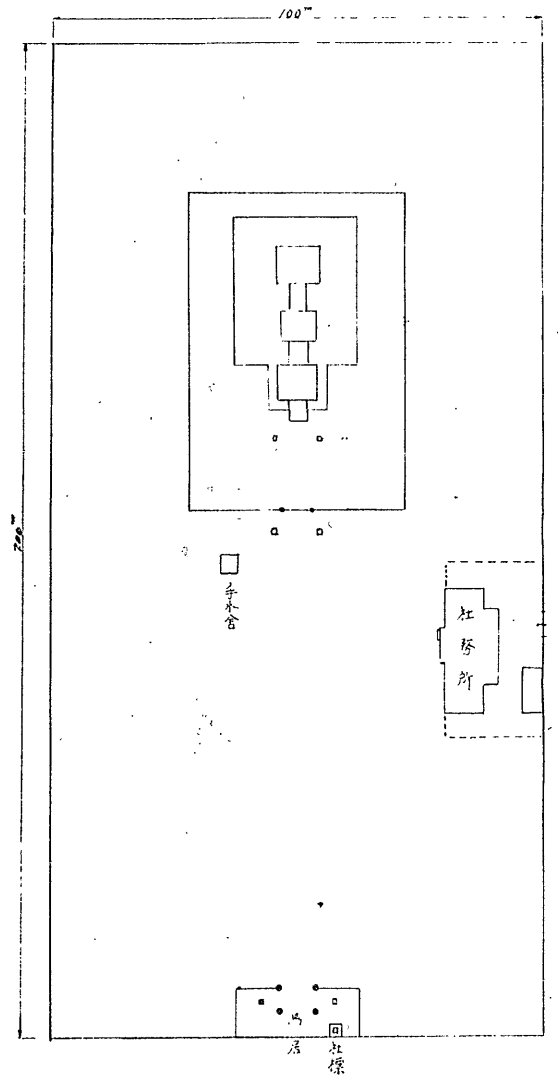
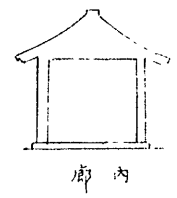
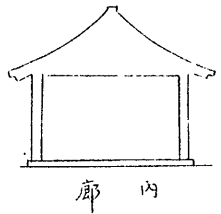
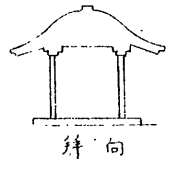
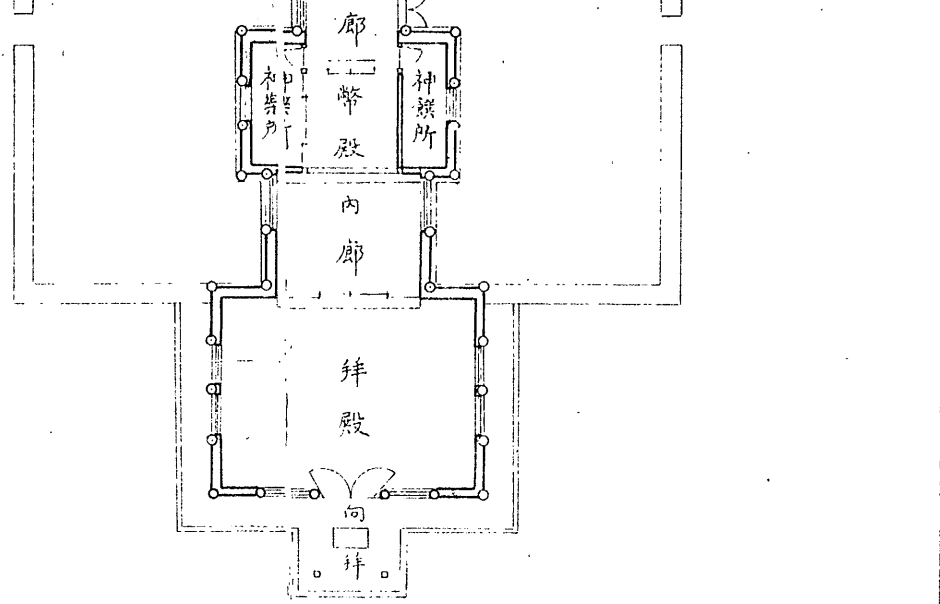
縮尺一千分之二

	間口	奥行	坪数
本殿	3.2	2.2	7.04
附帯向拜	2.0	1.0	2.00
内廊	2.0	2.1	4.20
幣殿	4.0	2.7	10.80
内廊	3.0	2.4	7.20
拜殿	5.2	4.0	20.80
向拜	1.4	1.7	2.38
總坪			54.42

附属家反坪	間	坪
透塀	50	
正垣	95	
手水舎	2間南	4
社務所		70
同附属家	4.50 x 1.8	8.10
外塀		620米

I-0524

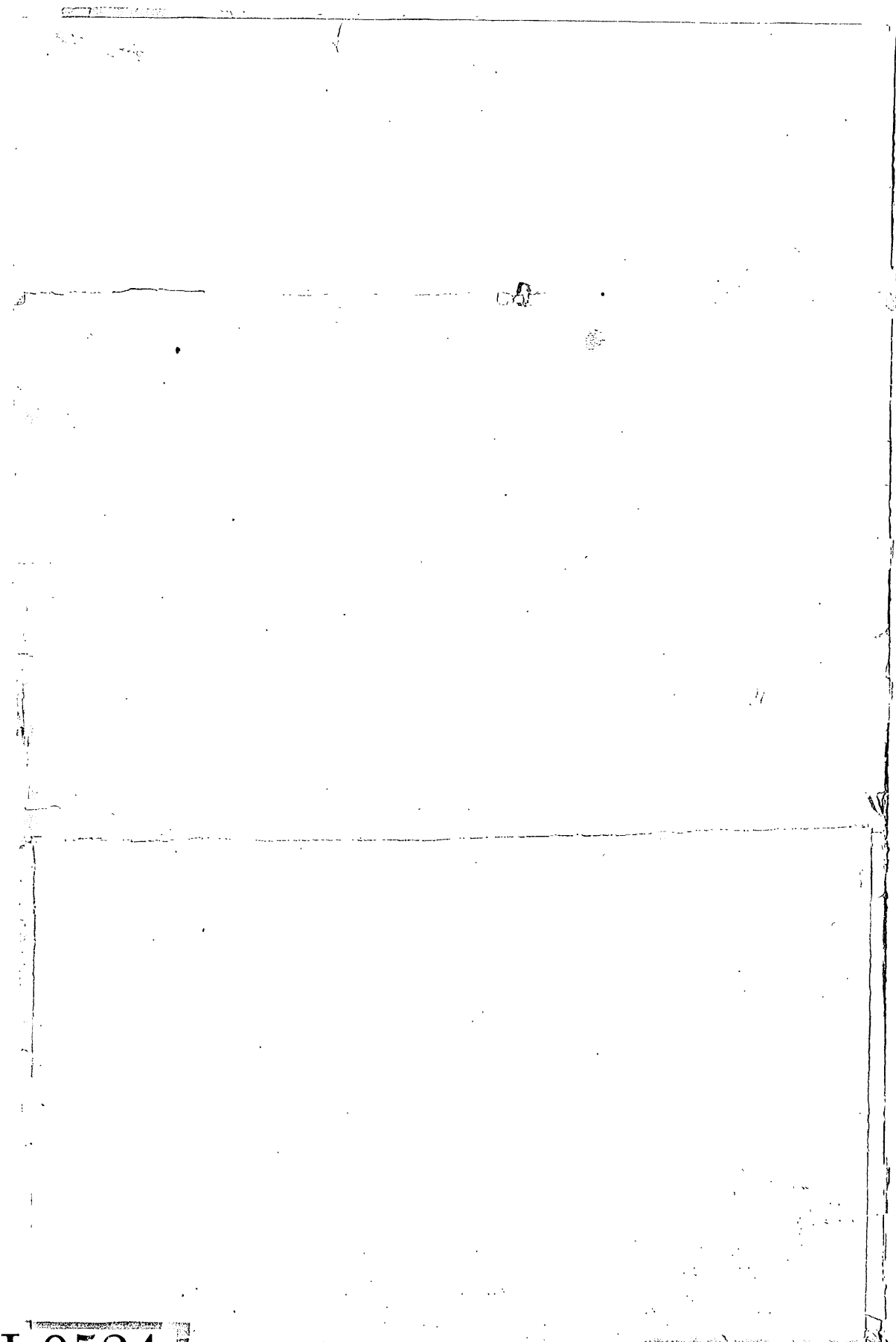




縮尺一千分の一

I-0524





○三三三三
上野
三三三三
三三三三

I-0524

0082

7							岡田技手 藤三理用	河村技師 相場崎就	會計課長 小澤事務官	儀典課長 茅三理長	人事課長 茅二理長	次官 芥一理長	大臣 東亞局長	官房 東亞局
7														亞米利加局
3											洪澤三理長	干澤事務官	亞米利加局長	情報部長
1														文化事業部
1														調査部長
1											佐藤事務官	人事課長		調査部長
20														計
外務省														

「海外の神社」創刊部 省内配布先 (一四三三)

S 9220-2 1354

I-0524

0083

二月二日

小室宗生

敬呈

相場方人 様

9220-2 1355

平野君の誦の事志を以て
相場の今春ヤツと出来五日の書行

(外中へは協会の直接送る)

一致の なる其の通にテ外務省に

平野君の誦の事志を以て 南北両来は

又南洋方面の關係に於ける課外ト

情報新文化の発展に於ける配当

の甘しむる事ナホクノ書行

ノ重なる目的の支那ニホントウノ

1356

9220-2



此は... 吉田氏の名... 昭和... 皇一... 後

次... 昭和... 皇一... 後

9220-2 1357

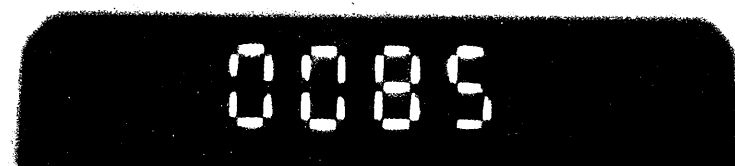
全... 皇一... 後



9220-2 1358



I-0524



謹呈 聖戦下の新春、愈々御健勝にて御奉公の事と存じ奉賀候
陳者 豫めて御高配を蒙りし「海外神社協會」は、「満洲及支那に奉齋すべき神社の基本的條件」と題するパンフレットを刊行せし以来會員を蒙疆北支方面に派遣して彼地の神社奉齋の指導と視察とをなさしめ或は北京神社の奉齋を指導し又漢口神社の御遷座に協力し、或は北米大神宮奉齋を後援する等、神社奉齋の實際に關して、智能と労力と而して財力とを寄與して其の完璧を期するに努力し以つて時表下の御奉公を念願致居候事は、既に御承知の事と存じ候
従来、海外神社の問題は日本の國威伸張と海外移住問題の上に極めて重要なる地歩を占むるものたるに拘はらず、殆んど閑却されて顧みられざりしも、最近漸く其の認識を深め来り殊に外務省にては来年度の駐滿大使館の豫算中に、神社調査費を計上せる等、誠に依ばしき傾向と相成候

斯くの如く海外神社問題は今や調査研究にのみ没頭すべきに非ずして、直ちに「神社奉齋」に邁進すべき時機に立ち到り候。依りて本會にては世界各地殊に支那の樞要地と緊密なる連絡を保持し且つ「真にして正なる神社」の奉齋を実現するため今回「海外の神社」と題する小雑誌を刊行し、南北西米ハワイ南洋支那滿洲朝鮮台湾樺太等の關係官署及團體神社等に寄贈する他、内地の主要なる機關と人に敬贈し以つて平素の念願を果し度、尊台の御座右に敬部敬呈仕候次第にて候
就いては御多用中恐縮に候へ共、貴地方の學校青年團圖書館其の他海外拓殖に關係ある團體に尊台より御寄贈下され度特に御依頼申上候
本會に於ては近く滿支其の他の神社に奉仕すべき神主の養成機關の設置と争表下の支那に派遣すべき從軍祭祀官及戦地に於ける祭祀の奉仕等に関し、それぞれ適當なる方法を考慮中たる事をも御諒承願上候
右本會の業績御報告等々御依頼申上度如斯御座候
敬具

昭和十四年一月

東京市澁谷区若木町皇典講究所内

海外神社協會

己ハ内地ノ神社主トシテ送リテ
此ノ団体ニ配布シテ依頼セシムルニス



9220-2

1360



9220-2

1359

I-0524

0086

謹呈 聖戰下の新春、愈々御健勝にて御奉公の事と存じ奉賀候

陳者、甚だ突然に候へ共「海外の神社」と題する小雑誌を敬呈仕り候、右は昨年春、皇典講究所の事業として結成されたる「海外神社協会」の刊行に依るものに有之候間御多用恐縮に候へども御高覧願上候

「海外神社協会」は、既に海外に奉齋されし神社と、将来奉齋さるべき神社に關する諸問題を調査考究すると共に、是に奉仕すべき神主の養成を目的とし、斯の方面に於ける権威者の會同を希うて結成されたる團體に有之候

惟ふに我が國の「神社」は、日本民族の發祥と共に具有せし惟神の道（皇道）を最高度に具現せし日本特有のものに有之、われ等の祖先は申すまでもなく、われ等も、而してわれ等の子孫も亦われ等と全じく斯の神社を中心とし、神社を通じて、其の一切の生活が営まれ来り、又営むべきものと考へられ候。寔に「神社」こそは、日本民族の一切の生活及日本の道の本源なるが故に、これを「國家の宗祀」と稱ふる次第にて候

有史以來、人類は實に数多くの、掟、誠、教、道を創造し弘布し遵守し来り候へども、其の孰れも、真に人類の和平樂業を將來し得ざりしものたるは、是れを史實に徴するまでもなく世界各國の現状が最も雄辯に物語るものと存じ申候。然るに、茲に我が日本に「うまし道」あり、是は未だ嘗つて大陸に居住せる人々に弘布せざりし「道」にして、時の古今、地の中外を論ぜず、六合を照徹し、八紘を一字とする物心不二、神人合一の大道に有之候

これを惟神の道と謂ひ、或は皇道と稱し、これを基準とし、これを奉行して日本の國と民とが進展向上し来りしものにして、今次の支那事変は、斯の道の闡明弘布に依りて東亞の民に新しき秩序と希望とを附與するを目的とせるが故に「聖戰」と稱するものと考へられ候。即ち日支人間の新しき親善提携の指導原理は、實に惟神道（皇道）に出發して惟神道（皇道）に歸結すべきものにして、我が「神社」はこの道の本源となるべき重大なる使命を有するものにて候へこの事は、常に支那のみならず世界各地に共通す

されば海外神社の諸問題は、慎重に考究し調査すると共に、最も急速に斯の奉齋を完了して、先づ居留日本同胞の精神的生活の目標たらしめ、漸次他民族を包容教導し、以つて、わが肇國の大理想顕現に邁進致すべきものと存じ候。われ等は右の信念のもとに曩に「海外神社協会」を創設し、而してこの會の主旨達成の爲めに「海外の神社」誌を創刊致したるにて候。何卒御熟讀の上、貴地に神社奉齋の機運を促進下さるやう御願ひ申上候。なほ本會にては、既に海外に奉齋されし神社の状況及新に奉齋さるべき神社に關する諸種の問題に關して若干の資料を有し居り候間、御照會あらば欣んで御相談に應じ可申候

昭和十四年一月

東京市澁谷区若木町皇典講究所

敬具

専務理事

吉田

茂

スレハ支那(主として)ノ各機關ニ送リシモノ



9220-2

1362



9220-2

1361

I-0524

0087

8	廣東神社 (住) 16.8 1.8	7	漢口神社 12.3 1.8	6	〃 (社殿) 12.6 1.8	5	青島神社 (大島店) 12.6 1.8	4	上海神社 13.2 1.8	3	瓊春神社 15.0 1.8	2	〃 (其ノ二) 12.9 1.8	1	頭道溝神社 (其ノ一) 13.0 1.8
						13	青島神社神職住之 18.5 1.8	12	青島神社前ノ馬 18.0 1.8	11	張店神社 15.4 1.8	10	〃 鳥居 6.0 1.8	9	博山玉姬稲荷 (社殿) 6.4 1.8
	代金 (全四二用) 三四五四六	計 13 枚 (坪単位二〇、三、七)													
		栄文堂 佐木松之助	〃 二月十三日 佐文 指入日 完成					青島被室 状況写真機		張店被室 写真機			博山被室 写真機		

外務省



9220-2

1363

I-0524



一月十日

小宮原生

相場主人

神社句、友人、
徳十ヶ止、八、五、数、候

9220-2 1364

内島技師

角南造

三奉安官

宇佐美教

神社与考證課長

阪本廣太郎

大中、角字、西、
得(阪在不在)多。

9220-2 1365

I-0524



阪市文の者、任務健全、補宜トシテ
三十年昔、此れ者、紀、其、際ト
昔、河上トシテ、人、考、深、上、通、セ、ル、人、有
之、夫、清、ク、海、外、非、比、協、会、ト、負、三、條

木内君の瑛京中ニ一交、余、後、



9220-2

1366

致、之、者、余、至、リ、録、入、而、通
知、是、者、也、ト、云、フ

支那、亦、此、ノ、實、其、日、也

(大、切、ニ、シ、テ、送、ル、事、ト、云、フ)

止、ノ、由、凡、



9220-2

1367



秘

昭和十四年一月

擬問擬答集追加（第七十四議會用）

東亞局第三課



9220-2 1368

目次

六滿洲及支那ニ於ケル神社問題、一頁



9220-2 1369

I-0524



六滿洲及支那ニ於ケル神社問題

(問) 支那及滿洲ニ於ケル神社制度如何

更ニ滿洲ニ付テハ僅少乍ラモ神饌幣帛料ニ要スル經費及神社制度調査ニ要スル經費ヲ要求シアルモ支那ニ付テ何等豫算ノ要求ナキハ支那ニ於ケル神社制度ヲ輕視スルモノニ非スヤ

(答) 滿洲及支那ニ於ケル神社ハ昭和十三年十二月末日現在ニ於テ滿洲國一〇三(除關東州一一)支那一五合計一一八社ヲ算シ今後邦人ノ發展ニ隨伴シテ益其ノ建立ヲ見ントスル狀勢ヲ示シ國體觀念ノ確立、國民意識ノ喚起上誠ニ慶賀スヘキ傾向ニ在リ

是等神社ニ對シ政府ハ滿洲國ニ在リテハ「在滿洲國神社規則」



9220-2 1370

(昭和十二年十二月大使館令第一三號)ヲ以テ在滿大使ヲシテ統制セシメ(神社ハ日本獨特ノモノニシテ滿洲國統治權ニ委シ難キニ依リ治廢ニ當リ神社ニ關スル行政ハ之ヲ帝國側ニ留保セリ)支那ニ在リテハ「在中華民國神社規則」(昭和十一年六月外務省令第八號)ヲ以テ所轄領事ヲシテ統制セシムル制度トナリ居レリ

滿洲國內ノ神社ハ右ノ如ク一〇三ノ多キニ上リ十四年度豫算ニ於テ神饌幣帛料トシテ一、七〇〇圓竝神社制度調査ノ爲一〇、〇〇〇圓ヲ計上シタルカ本經費ハ今回初メテ豫算ニ計上シタルモノナル處右ノ内神饌幣帛料ハ從來各所轄公館ニ於テ其ノ配賦經費中ヨリ支辨シ來リタルモ滿洲國內ニ於ケル帝國



9220-2 1371



領事館ハ十三年度末ヲ以テ多數廢止スルコトトナリタル爲各
地神社ニ對スル神饌幣帛獻納ニ多大ノ不便ヲ來スヲ以テ中央
機關タル在滿大使館ノ豫算ニ計上シ大使ヲシテ夫々獻納セシ
ムルコトニ改メ又制度調査ハ現在既ニ百以上ニ上リ今後益増
加ノ趨勢ニ在ル神社ノ御祭神、社殿ノ様式、祭典、祭具其ノ
他神職、氏子等各般ニ亙リ精密調査ヲ行ヒ以テ神社ヲ中心ト
スル日本精神發揚ノ爲神社行政ノ統制ヲ期セントスルモノナ
リ

支那ニ於ケル神社ハ現在僅カニ十五社ニ過キス又其所在地ノ
事情ハ滿洲國ニ於ケルモノニ比シ各地各々相異リ居リ從テ劃
一的ニ律シ難キ點多キヲ以テ其ノ行政ニ付テモ各所轄領事官

ヲシテ其ノ土地々々ニ適應スル如ク統轄セシメ來リ神饌幣帛
獻納ノ如キモ所轄公館配賦經費ヲ以テ支辨セシメツツアリ然
レトモ今次事變ノ結果支那大陸各地ニ帝國臣民ノ新規進出豫
想セラレ之ニ伴フ神社ノ建立亦漸次多キヲ加ヘ來ラントスル
趨勢ニ鑑ミ政府ハ關係各方面ト緊密ナル連絡ヲトリ之カ統制
ニ關シ現地ノ實情ニ即スル合理的ナル規準ヲ作ル等ノ方法ヲ
講スルコトヲ適當ト認メ目下銳意研究中ナリ



9220-2

1373



9220-2

1372

在滿洲及支那神社一覽表

昭和十三年十二月末日現在
外務省東亞局第三課調査

鎮座地	名稱	御祭神	創立年月日
千山	千山神社	天照大神	明治四二、一
鞍山	鞍山神社	天照大神	明治四二、三
營口	營口神社	天照大神	明治四二、三
蓋平	蓋平神社	天照大神	明治四二、三
大石橋	大石橋神社	天照大神	明治四二、三
熊岳城	熊岳城神社	天照大神	明治四二、三
營口	營口神社	天照大神	明治四二、三
朝陽鎮	朝陽鎮神社	天照大神	明治四二、三
海城	海城神社	天照大神	明治四二、三
鄭家	鄭家神社	天照大神	明治四二、三
四平街	四平街神社	天照大神	明治四二、三
昌圖	昌圖神社	天照大神	明治四二、三
開原	開原神社	天照大神	明治四二、三
新台子	新台子神社	天照大神	明治四二、三
鐵嶺	鐵嶺神社	天照大神	明治四二、三
草家口	草家口神社	天照大神	明治四二、三
鄭家	鄭家神社	天照大神	明治四二、三
新民	新民神社	天照大神	明治四二、三
西安	西安神社	天照大神	明治四二、三
山城鎮	山城鎮神社	天照大神	明治四二、三
連山	連山神社	天照大神	明治四二、三
瓦房店	瓦房店神社	天照大神	明治四二、三
鐵嶺	鐵嶺神社	天照大神	明治四二、三
通遠堡	通遠堡神社	天照大神	明治四二、三
劉家河	劉家河神社	天照大神	明治四二、三
鳳凰城	鳳凰城神社	天照大神	明治四二、三

鎮座地	名稱	御祭神	創立年月日
新台子	新台子神社	天照大神	明治四二、三
鐵嶺	鐵嶺神社	天照大神	明治四二、三
草家口	草家口神社	天照大神	明治四二、三
鄭家	鄭家神社	天照大神	明治四二、三
新民	新民神社	天照大神	明治四二、三
西安	西安神社	天照大神	明治四二、三
山城鎮	山城鎮神社	天照大神	明治四二、三
連山	連山神社	天照大神	明治四二、三
瓦房店	瓦房店神社	天照大神	明治四二、三
鐵嶺	鐵嶺神社	天照大神	明治四二、三
通遠堡	通遠堡神社	天照大神	明治四二、三
劉家河	劉家河神社	天照大神	明治四二、三
鳳凰城	鳳凰城神社	天照大神	明治四二、三
遼陽	遼陽神社	天照大神	明治四二、三
奉天	奉天神社	天照大神	明治四二、三
蘇家屯	蘇家屯神社	天照大神	明治四二、三
撫順	撫順神社	天照大神	明治四二、三
本溪湖	本溪湖神社	天照大神	明治四二、三
橋頭	橋頭神社	天照大神	明治四二、三



9220-2 1375



9220-2 1374

I-0524

0094

兆南	兆南神社	天照大神	昭二二二五	雙城	雙城神社	天照大神	昭二二八二
白城	白城子神社	天照大神	昭二二二五	綏化	綏化神社	天照大神	昭二二〇三
克山	克山神社	天照大神	昭二二九二	海倫	海倫神社	天照大神	昭二二九二
昂溪	昂溪神社	天照大神	昭二二九二	海倫	海倫神社	天照大神	昭二二九二
訥河	訥河神社	天照大神	昭二二五二	海倫	海倫神社	天照大神	昭二二六二
寧年	寧年神社	天照大神	昭二二五二	哈爾濱	哈爾濱神社	天照大神	昭二二二
齊齊哈爾	齊齊哈爾神社	天照大神	昭二二九二	通化	通化神社	天照大神	昭二二
龍鎮	龍鎮神社	天照大神	昭二二〇一	圖們	圖們神社	天照大神	昭二二
嫩江	嫩江神社	天照大神	昭二二四〇	百善溝	百善溝神社	天照大神	昭二二
綏化	綏化神社	天照大神	昭二二六三	延吉	延吉神社	天照大神	昭二二五
安達	安達神社	天照大神	昭二二〇三	開山屯	開山屯神社	天照大神	昭二二〇三

錦州	錦州神社	天照大神	昭二二六三	滿洲里	滿洲里神社	天照大神	昭二二二
北票	北票神社	天照大神	昭二二六三	海拉爾	海拉爾神社	天照大神	昭二二九二
葉柏壽	葉柏壽神社	天照大神	昭二二〇四	索倫	索倫神社	天照大神	昭二二九
赤峰	赤峰神社	天照大神	昭二二二二	博克圖	博克圖神社	天照大神	昭二二八〇
圍城	圍城神社	天照大神	昭二二二二	扎蘭屯	扎蘭屯神社	天照大神	昭二二五二
承德	承德神社	天照大神	昭二二二二	通遼	通遼神社	天照大神	昭二二二
凌源	凌源神社	天照大神	昭二二二二	王爺廟	王爺廟神社	天照大神	昭二二二
興隆	興隆神社	天照大神	昭二二二二	牡丹江	牡丹江神社	天照大神	昭二二二
安東	安東神社	天照大神	昭二二二二	橫道河子	橫道河子神社	天照大神	昭二二二
密山	密山神社	天照大神	昭二二二二	永安	永安神社	天照大神	昭二二二



9220-2 1377



9220-2 1376

I-0524

0095

滿洲	支那	廣東	福州	漢口	杭州	上海
支那合計	(以上南支)	廣東神社	福州神社	(以上中支)	杭州神社	上海神社
支那合計	二五社	天照大神 明治天皇 靖國神	天照大神 明治天皇 大國主 大己貴 少彥親 能久親王	天照大神 明治天皇 神武天皇	天照大神 明治天皇 故近衛篤磨 根津一精	天照大神 明治天皇 神武天皇
支那合計	二八社	昭九、九	昭二、〇	昭一、〇、二	昭一、二、〇	昭八、二、二

備考
以上ノ外関東州内一二社アリ

滿洲	冀	樺	三	佳	富	林	勃	瑋	朝	明	蘇	
合計	(里河省)	楸榮神社	千振神社	佳木斯神社	富錦神社	林口神社	勃利神社	(以上南島省)	瑋春神社	朝陽川神社	明月溝神社	蘇州神社
合計	一〇三社	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇
		昭二、〇、五	昭八、〇、四	昭二、九、三〇	昭二、九、一	昭二、五、〇	昭二、五、六	昭二、三、一	昭三、九、三〇	昭九、九、九	昭八、九、九	昭八、二、三
張店	坊子	青島	龍口	石家莊	天津	保定	支那					
張店神社	坊子神社	青島神社	龍口神社	石家莊神社	天津神社	保定神社	支那部					
天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇	天照大神 明治天皇					
昭八、二、三	昭六、七、二	昭八、一、七	昭五、二、八	昭五、四、一七	昭四、一、五	昭三、二、三						

S 9220-2 1379

S 9220-2 1378

I-0524

0096

海外神社協合集會

一 昭和十四年二月二十二日午後一時ヨリ

二 外務省第八會議室ニ於テ

三 研究議題「國魂神」ニ就テ

四 出席者

明治神宮権宮司 中島 正國 〇出

宮内省 掌典 星野 孝 輝 〇出

靖國神社権宮司 高原 正作 〇出

外務省

9220-2 1380

箱根神社宮司 手塚 道男 〇出

鹿島神宮宮司 富岡 盛彦 〇出

皇典研究所理事 高階 研一 欠

同 庶務課長 小林 太十郎 〇出

海外神社協會員 小笠原 省三 〇出

同 岩崎 正男 〇出

外務事務官(三) 小澤 嘉吉 〇出

外務省嘱託 (米二) 平澤 和重 〇出

外務省嘱託 (三) 相場 清 〇出

近衛 武衛 〇出

9220-2 1381

I-0524

0099

内務省技師	角南 隆	口出
内務省考証課長	阪本 廣太郎	代理 考証官 鳥羽正雄
内務省事務官	宇佐美 毅	欠
内務省考証課長	佐田 司氏	出
計 六名 出席		
考証官 鳥羽 正雄		
内務省神社局		

外務省



9220-2

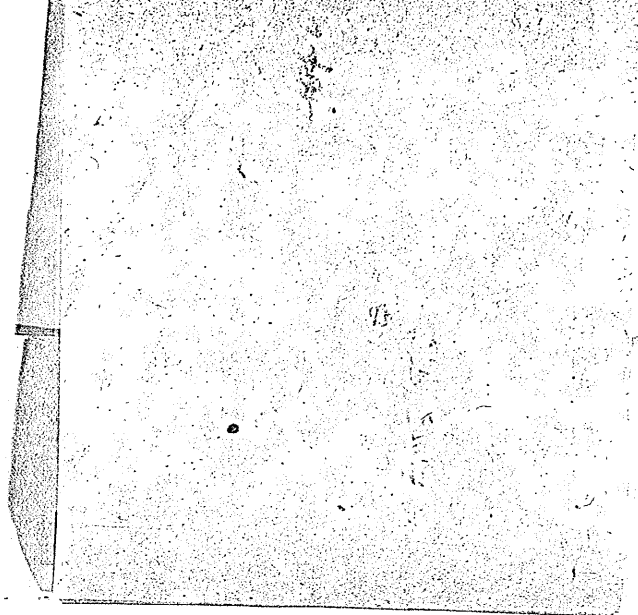
1382

1938



I-0524





小幡素神社、創立ヲ奉ヤル所
 始マシ、一掌元今田、羅府神社カウ
 其ノシテ文命知実共ニ立派ナルモノニ
 ルヲ要スルヲ以テ、^{下註}権宜ヲ置ス
 ○尚、^{下註}今新、川旁方ニシテ、川用存氏
 ニ対シテ財政的援助ヲ為ス意思也
 (或ル方面ヨリ、斯ノ如キ要制アリ)

○時和、伊勢郡七尾明治神社、大塚ト
 フニトヒレヒヤンニルナリ



9220-2

1383

I-0524



四推府神社建設選伴之閣ニ從來
 勞方、採り来ニ懸和ヲ一應説明
 選伴之閣ニ在り用存氏ニ注意ニ選伴
 一、(單ニ日本)懸和ニ限局ニ人シテ
 米、人ニ思想的ニ管理ナク参加出来
 此ニミルヲ要ス
 口、從來同藤氏、至當ニ来ニ
 此大社建設上今用、神社建設上、全
 選副伯、七一七事ヲ明ニスルヲ要ス

神社、設立ヲ来サレ、採
 今用、羅府神社カヲ
 下、名実共ニ立派ナルモノニ
 以テ、悔堂ヲ要ス
 用、勞方トシテ、用存氏
 務、即チ如ク意思ニ
 斯、一知ヲ要ナレバ、(一)
 此、已明ニ神ニセ、大藤ト



9220-2

1383

I-0524



37

謹呈 餘寒去り難き昨今にも拘らず愈々御健勝にて御奉公の事と存じ奉
賀候

陳者豫ねて御協贊を蒙り候「海外神社協會」の業績も御蔭様にて進展し
海外に於ける神社の一切の問題に關して妥當適切なる處置を蒙じ居候事
は御承知の事と存候

然るに本會の主張する「御祭神」の中の「國魂神」に關して往々異議を
唱ふる者あるを以つて此の際「國魂神」の平易なる解説を出版し普く國
の内外に贈りて本會の主張を弘布致し度念願に有之候

就いては右に關する御高見を拜聽いたし度小集會を催し候間左記御諒承
の上萬障御繰り合せ御來會下され度此段及御通知候 敬 具

小澤 幸三
昭和十四年二月十三日

海外神社協會

瀧川 保長 殿

記

一日時 二月二十二日午後一時

一、場所 外務省第八會議室

(従前内務省ニテ開會致シ居リシモ差支ヘノタメ今回ハ特ニ
外務省ヲ拜借致シ候)



9220-2

1385



9220-2

1384

I-0524



謹呈 餘寒去り難き昨今にも拘らず愈々御健勝にて御奉公の事と存じ奉
賀候

陳者豫ねて御協賛を蒙り候「海外神社協會」の業績も御蔭様にて進展し
海外に於ける神社の一切の問題に關して妥當適切なる處置を請じ居候事
は御承知の事と存候

然るに本會の主張する「御祭神」の中の「國魂神」に關して往々異議を
唱ふる者あるを以つて此の際「國魂神」の平易なる解説を出版し普く國
の内外に贈りて本會の主張を弘布致し度念願に有之候

就いては右に關する御高見を拜聴いたし度小集會を催し候間左記御諒承
の上萬障御繰り合せ御來會下され度此段及御通知候 敬 具

昭和十四年二月十三日

海外神社協會

相馬清殿

出席 二月十五日

記

六日時 二月二十二日午後一時

二場所 外務省第八會議室

(従前内務省ニテ開會致シ居リシモ差支ヘノタメ今回ハ特ニ
外務省ヲ拜借致シ候)



9220-2 1387



9220-2 1386

I-0524



東亞局長

東亞局長印

昭和十四年二月十七日起業 二月廿三日決定



海外の神社 第二輯に掲載スル原稿

本件別紙原稿ヲ寄稿スルコトト致シ

備考

本雑誌ハ國學院大學内、皇典講究所(同人)ノ一節

業トシテ生レタル海外神社協會ノ権原雜誌ナリ

二月廿四日、神社協會山崎君ニ手交ス

外務省



9220-2

1388

I-0524



海外神社行政に就て

外務省事務局長 月田 正郎

日本人の往く所又か神社あり神社
は日本人の先天的信仰の的である。之は
我國が神勅に依り肇國せられ、神勅
に依りて統治せられ、神勅に依りて形
成せられ、また所謂神國として世界
に類例を見ざる獨特の國柄あり来

外務省

S 9220-2 1389

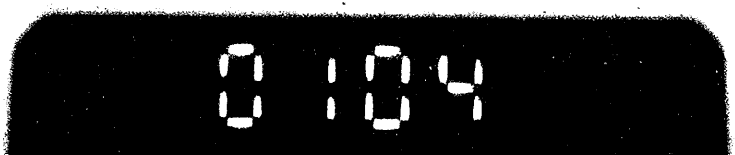
て居るのである。後天的な人為的な
他の宗教や教理と根本的に異なる所
である。

されば日本人が遠く海外に出掛け
ると云ふ様な場合必ず神符を身
に付け、家庭にありては神棚を祀
ることも、國民の心の奥に傳統的に
潜在する敬神崇祖の觀念から

外務省

S 9220-2 1390

I-0524



来て居ることは今更申す迄もない。現
に海外に於て在留國の國情が神社
の建ちを許す所では、少くも居留
民の集團が出来る。其所には必ず
神社を建立し、之を精神生活の
中心とし、國家社會乃至個人の
吉凶禍福に當り、團體として、又
個人として、神前に願いて、神人

外務省

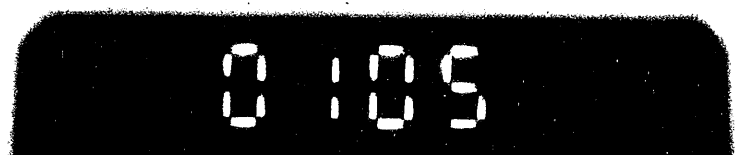
9220-2 1391

體の境地に至らんことを祈願し、
神祇に依つて艱難を克服し、只管
神慮に副ふ發展を企圖せんと
期して居ることは、昔も今も將來も
一貫した國民の願望であり、信じて
ある。
斯様な次第で遠くは北米、南
の如き、近頃は滿洲、支那に於て

外務省

9220-2 1392

I-0524



も併合前の朝鮮多々亦然り(幾多の神社が建立奉斎せられて有り、昭和十三年末の調査では、満海國內に百三箇所、支那に十五箇所合計百十の神社が建立せられて居多^(のである)。政府は是等海外の神社に對し條約などの關係から全世界何処の神社も一律に取扱ふと云ふ

外務省

9220-2 1393

譯には行かないが、支那や満海内の神社に對しては、海外権の作用として、外務省出先公館に於て之を適當に行政を拂き以て神社の尊嚴維持に努め、國體の明徴國民性陶治に資し果つたのである。そこで是れに滿海國に於ける帝國の海外権撤廢に當つても、神社

外務省

9220-2 1394

I-0524



は邦人の教育及兵事と共に滿洲
國の統治権下に委ね難いので依然
帝國の行政に之を留保したことは世
間周知の通りである。即ち滿海に在
りては昭和十二年十二月一日^附大使館令
第十三號^條在滿海國神社規則
を以て之を在滿大使の統制に属せ
しめ又支那に在りては昭和十一年

外務省

9220-2 1395

六月六日附外務省令第八號^中華
民國神社規則を以て新聘領事
官の監督下に置いてある。蓋支那
に在りては滿海の様^に劃一的統制を
得ない事があるからであつ
て、即ち支那では邦人居留の場^所中
或は專管居留地あり共同租界あり
開放地あり半開放地あり國際的に

外務省

9220-2 1396

I-0524



色々土地の事柄や性質を異にして
あるので、其他の事情に適應した
行政を行ふ必要上所轄領事官の
管理に委ねた譯である。

申す迄も如く神社の奉者は國民
の信念から發出するのであつて、教へ
官の施設に待らざるよかぬもので
ない。そこで以上西規の共同土地の

外務省

S 9220-2 1397

氏子又は所定数以上の敬崇者から
建立方を願出で、之に對して滿海で
は在滿大使支那では所轄領事官
が博覧に審査研究を遂げた上で
許否を決するのであるが、其の移轉、
廢止、併合に付ても同様許可制を
とつてゐる。詎り神社は我等國民と
して最大切に取扱はねばならぬ神聖

外務省

S 9220-2 1398

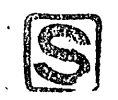
I-0524



りありであるに、御祭神や神社
殿の構造は勿論、尚も他から冒瀆せら
れる様は慮かあるもの、尊嚴を保持
し得たは、不適當な場所であ
つては成し難く、其の他維持の方法、祭
祀乃至神職の適否等、又々慎重の
上にも慎重を期すべきであり、且列國
環視の海外に於て奉斎する神社で

外務省

9220-2 1399



あるに、凡有角度から觀察審
議のあるは、其である。
之を要するに、我々帝國臣民が、今後
ハ統一字の神軌のまに、皇道翼
讚の大業を世界に向つてお建てるには、
何處迄も、修神の道とて進むべきで
あつて、此の道こそ世界人類に真の福
音を與へ、萬邦協和の大精神を宣

外務省

9220-2 1400



I-0524



布するものがあり、断じて日我人の
の獨善的は^他他のびあつたといふことは
る^言に於ける我々の祖先の他民族
に對して排他的であつた譯りにな
く、之を抱擁融和して渾然一體とな
す。この幾多の事^實の立證として
此の道すも民族的體驗が倭神の道に
基いたものであり、真に倭神の道を

外務省



9220-2

1401

13

理解するれば、他民族も自ら之に歸依し
て来るべきを確信する。それには先づ我
國及び海外内外を問わず、敬神崇
祖の實を具現し、祀と中外に垂れ
所謂古今に通じ、濟らす中外に施
す情らざる確乎不動の大精神たる
倭神の道を實踐躬行することか
より、肝要であり、皇道の最高度

外務省



9220-2

1402

14

I-0524

に具現せられたものの神社であり、
 海外に於ける神社に昔、政府が重
 大の関心を有つた。一に皇道即ち
 隆神の道の宣揚の完備を期せんと
 するに外ならない。

(了)

外務省



9220-2

1403

15

I-0524

